

第7期第4回川崎市障害者施策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和8年2月17日（金）14時00分～16時04分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎2階 201・202会議室
- 3 出席者 （委員）石橋委員、伊藤委員、大窪委員、長加部委員、加藤委員、小泉委員
柴田委員、鈴木委員、隆島委員、長山委員、橋本委員、林委員、
邊見委員、宮澤委員（50音順）
（事務局）別紙事務局名簿のとおり
- 4 議題 （1）部会の取組状況について
①第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会の取組状況について（報告事項）
②川崎市障害者差別解消支援地域協議会の取組状況について（報告事項）
（2）第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に係る今後のスケジュールについて（報告事項）
（3）川崎市聴覚障害児支援中核機能事業について（報告事項）
（4）グループホームの情報一元化に向けた入居希望者の支援体制強化について（報告事項）
- 5 その他
- 6 傍聴人の数 0人
- 7 発言要旨

隆島会長 改めまして、また、司会進行をさせていただきます、隆島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開等についてですが、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づいて、審議会等は原則として「公開」となっております。傍聴人がいらっしゃる場合は、入室していただきたいのですが、本日、傍聴人の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 本日、傍聴人はいらっしゃいません。

隆島会長 では、いらっしゃらないということですので、このまま進行させていただきたいと思います。

それでは、まずお手元の次第に沿って議事を進めていきたいと思います。

(1) 部会の取組状況について

①第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会の取組状況について（報告事項）

隆島会長 まず、議事(1)です。部会の取組状況について、そのうちの①第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 【資料説明】

隆島会長 どうもありがとうございました。
 質疑に入る前に、本委員会の部会長であります鈴木委員のほうから、取組の内容及び議事について、補足等がございましたらよろしく願いいたします。

鈴木委員 鈴木でございます。この委員会の取りまとめをさせていただいております。今、概要を御紹介いただきましたとおり、一定の統計的な有意なものを見るだけの回答数は得られたと思っております。これから、分析のところをまた御説明をいただくことになろうかと思いますが、今回事業者のところで営利企業が大変増えております。そういったところで事業主体によって、いろいろな違いなどが見えてくるのではないかなどという意見も出ておりました。

 また、当事者の方、これも記入を誰がしたかということによって、例えば、知的障害の方などの場合、家族が代わりに書くというようなこともあったりするわけですが、そのときに本人との関係性のところも少し気をつけながら、分析をしているときには、読み解く必要があろうかというところがありました。

 また、人材について、支援の質、量ということで、量もさることながら質の問題、先ほども終盤のほうに出てまいりましたが、残念ながら利用を断るという事案が生じます。それは、受け入れる側の事業者側からの申出によって断るわけですが、ただその辺りのところは、支援の質の向上がしっかりとなされていれば、利用を断るというようなことは当然ないわけですので、この辺り、人材の育成のところも含めてきちんと考えなければいけないという話が出てまいりました。この後、様々なクロス分析をしていく中で、より詳細なものが出てくると思っております。

 あとは、私のほうから、当日、市のほうに要請といひましようか、こういった貴重なデータであります、今、一般的にデータの公開というものが、ローデータ、元のデータですね。もちろんプライバシーに配慮しながらですが、そういった形のもものが求められていますので、そういった社会の中で得られた「知」、そういったデータについて、いろいろな人たちが必要に応じて分析できるようにという公表も求められていますので、そういったことも御検討いただきたいということも話に出たところでございます。

 概要はいろいろとお話ございましたので、私のほうからは、今、付け加えとして、このようなことを申し上げました。

 以上でございます。ありがとうございました。

隆島会長 鈴木委員、どうもありがとうございました。
 それでは、ただいまの事務局からの御説明及び鈴木委員からの補足事項等について、何か御質問とか、御意見はございますか。
 どうぞ、石橋委員。

石橋委員 肢体不自由児父母の会の石橋ですが、冒頭に私の意見と、また伊東委員の御意見のあった医療的ケアの方は、中原養護学校にしろ、麻生養護学校にしろ、そこには固まりと言ったらおかしいですが、あるという前提で私はお話ししました。県と協議というのは、県のどのセクションと協議されたのでしょうか。

隆島会長 事務局、お願いいたします。

事務局 ありがとうございます。教育委員会さんとお話をさせていただいておりました。

石橋委員 8月ですよ。実施するのは11月で、時間的にというのは、依頼の仕方に熱意がなかったのではないのでしょうか。県立が4校あって、300人ずつ在籍されているとしても、1,200人です。その中の何%が無差別な抽選で当たるか分かりませんが、やはり今、話を聞いていて、熱意というものがないと思います。取ってやろうという、もう今まで同じようなやり方をやっているからこれでよしとしたのではないかと勘ぐってしまいます。

それから、この調査項目を設定するときに、グループホームというだけでは、回答できません。グループホームに4類型あって、どういうグループホームを望んでいるかということもあぶり出してというのが、国の指針です。ニーズ調査でそういった指針が厚生労働省から出ているはず。単なるグループホームというのは、いかなるものかだと思います。

こういう調査の仕方というのは、やはりもっと詳しい情報を提供しながら調査をしたほうがいいと思いますし、もう一つ気になるのは、合理的配慮のところ。合理的配慮というのは、求めるものではないです。建設的な対話によって、お互いが成立するのが合理的配慮ですから、当事者側から求めるものではない。相手もあるわけですから、こういう表現というのも、あまり適切な聞き方ではなかったのではないかと思います。

以上です。

隆島会長 ありがとうございました。事務局から何かありますか。

事務局 今、3点御指摘いただいたかと思っています。初めの県との協議につきましては、これは熱意を持って対応いたしました。

例えば、教育委員会に説明にうかがうということ、場合によっては市内4校の校長に対しても校長会のタイミング、もしくは各学校に伺って直接御説明にうかがう旨お伝えしたのと、生徒への配布についても、一旦整理をして御案内・御対応する旨お伝えをいたしました。今回は難しいというお話があったところでございます。

2点目のグループホームについては、委員がおっしゃるところが確かにありますので、今回はこういった形になってしまいましたが、また、次回に向けまして検討させていただけたらと思っております。

合理的配慮について、委員がおっしゃるとおり、配慮要求した結果、事業者と御本人、もしくは御家族の間でも含めて配慮がなされるというのが合理的配慮だと思っております。分かりにくいのではないかと御指摘もありましたので、その辺のところはまたお伺いした上で、勉強させていただければと思います。

以上でございます。

隆島会長 よろしいですか。

石橋委員 5年間の間に、どんどん社会は変わります。だから、前回ここで言いましたように、変わってきたときに、調査をするときに、そういうことも組み入れながらやっていかなければ、また5年間同じような状態で行くのかという話になるから、でももう済んでしまったことですから。

隆島会長 しっかり、また検討をしていただきたいと思います。
そのほか。どうぞ、大窪委員。

大窪委員 障害のある方の生活ニーズ調査の御説明でしたが、多岐にわたる集計等、大変な作業だったと思います。ありがとうございました。
私は、この生活ニーズ調査の話が出てくると、必ずお話をしていましたが、まだサービスにつながっていない人とか、そういう方にもこのアンケートが行くわけで、当事者の方が声を上げるというか、こういうことについて真剣に公的機関に伝えるというのは、非常にまれというか、ケースの少ないことなので、これからもこの調査を続けていっていただきたいと思っています。
以上です。

隆島会長 ありがとうございました。
事務局はよろしいでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

隆島会長 そのほか、ございますか。
ZOOMで御参加の委員の方から何かございますか。
長加部委員、どうぞ。

長加部委員 すみません。よろしいですか。

隆島会長 どうぞ、お願いします。

長加部委員 前提として、今日は中身についての意見なり質問をしてよろしいということでしょうか。

隆島会長 大丈夫です。

長加部委員 今後もまた内容についての協議をする場が恐らくあるとは思いますが、現段階でこの数
字的調査を受けての質問なり意見を申し上げます。
まず、膨大な資料の整理も含めて、事務局の皆さん、ここまで仕上げていただいたこと
に感謝を申し上げます。ありがとうございました。
私からは、個々の細かいことについては、また意見で、文書で挙げさせていただくこと
を前提にして、二つほどありますが、一つは、前回調査に引き続いて今回の調査でも、同

じ傾向が出ている問題が多々あります。

特に今回の調査を考える上で、例えば問13の「困ったときに相談できる総合的な相談窓口の充実」なども、前回と同様に非常に高く出ておりますし、それから関連して、その下の14にも「困ったときに気軽に相談しづらい」とか、「地域・社会の理解が足りていない」と、要するに、偏見・差別の意識があって、そこが十分解消されていないという傾向が今回も引き続き高くなっている。

例えばこの問題の入り口のところ、すなわち困ったときに、サービスの中身を受ける以前のまずアクセスするところから、どこに行っていいいか分からないとか、やりにくいとかいうことが前回も高く、今回も引き続き高い。これをどう見て、どうこの問題の入り口のところ、すなわち、ノーマライゼーションでいくと、引き続き、まずそのアクセスがノーマルになっていないと。健常者であれば普通に相談できるとか、物を言って解決できるという事柄が、こと障害者については、どこに行っていいいか分からないとか、しづらいとかという問題が引き続き広範囲に残されている。

だから、サービスの俎上にもなかなか乗れない。乗りにくい。この問題についての評価と、掘り下げた対策、これまでの延長線上では、結局この数字は、引き続きまた高く出る可能性もあるわけで、その辺はどう考えていращやるのかというのは、今日お答えになれなければ、今後の鈴木委員をはじめとした内容検討の中で詰めていくのかもしれませんが、今日もし、これまでの延長では、これはまずいという評価などがあるようでしたら、お聞きしたいということが1点です。

それから、2点目は、関連して、今回のアンケート調査で、そのように高く出ている。前回も出た。すなわち今、改定年度でいうと、来年度は2年目に入るわけですね。その改定するときにも、引き続き高く出ている、パブコメでも以前に申し上げましたが、今後の施策で反映すべき、すなわち市の方向性と一致しているもので、3年間の中で計画的に行っていくということが、事務局からも回答があったと思いますが、それとの関係で、来年度以降、何をどのように反映しようとしているのか。

特に、パブコメで指摘されたB項目です。B項目で挙げられた、市の方向としては一致しているが、1年度はまだすぐに実施できなかったのが2年度、3年度以降で計画的に取り組んでいくという回答になっているものが、2年度、来年度はどのように具体的に反映されようとしているのか。予算の審議はこれからだと思いますので、まだ確定はできないものが多いとは思いますが、方向性と御説明できるものがあれば、ぜひお聞きしたいと。以上2点でございます。

隆島会長

ありがとうございます。

1点目、2点目は同じような相談窓口のことと今の進捗です。それと次年度以降の計画に関しての考え方だと思います。事務局のほうから答弁よろしいですか。

事務局

長加部委員、ありがとうございます。

まず、相談のところですが、引き続きどこに相談したらいいのかわからない、そこが困ったというお話が、前回の調査に続いて、今回の調査でも高い状況であったというところで。私どもも大変重要な結果だというふうに認識しております。

一つは、例えば区役所ですとか、障害者相談支援センターといった、用意している窓口の周知の問題が一つあるのかもしれないと考えております。周知というと、ホームページ

とか、チラシとか、あとは身近にいらっしゃる方にお知らせをして、それを御本人様に伝えていただくというところだと考えておりますが、これは、引き続き力を入れてやっていくとともに、やはり周りにいらっしゃる方、特に例えば障害の関係者ではない方ですね。具体的には、地域の方、民生委員さんを含め、周知については、さらに力を入れて取り組んでいかなければならないというのが一つあるかと思っております。

これについては、今後も取組を進めてまいります、今までもこの課題に触れまして、力を入れてやってきておりますが、なお、この数字が実態として出ておりますので、そういったところは我々も考えつく範囲のことはもちろんやっていますが、皆さんのほうからもぜひこんな周知の方法があるのではないかといった御意見があれば、御参考に都度いただければ、検討してまいりたいというふうに考えております。

二つ目が、例えば、子ども発達・相談センターというお子さん向けのもしくは親御さん向けの相談窓口を拡充してまいりましたが、そういった専門の相談窓口を増やせば増やすほど、当事者の皆様には、さらに選択肢が増えてしまって、どこに相談していいのかわからないということにもなりかねないというふうには考えておりまして、これも実際に起こっていると想像しております。

ここについては、本来であれば、まずは区役所、障害者相談支援センターのような機関で相談を受けた中で、専門的な相談が必要であれば、そちらの専門機関のほうにつないでいくというのが我々の考え方ですが、果たして、それが今困っている方に対して、どのように伝わっているのかというところについては、課題もあろうかと思っております。

ですので、こういった相談の体系ですとか、またその受け方については、これでできたというものはないと思っていますので、現在も相談支援の在り方はどうしたらいいかというのを常に庁内含め庁外の方の御意見も含めて検討しているところでございますので、これを進めるとともに、ぜひこの数字は私たちも低くしたいので、皆様からまた御意見をいただきながら、アイデアをいただきながら取り組んでいけたらと思っております。

2点目ですが、実は、今の第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の2年目に当たりまして、来期が3年目になります。その3年目に次の第6次をつくるという準備を今始めたところでございます。パブコメのお話もございましたが、例えば前回のニーズ調査ですとか、あとは特に団体さんのヒアリングでいただいております医ケア児の支援体制整備の話ですとか、あとは先ほどもございましたが、子どもの相談で療育センターがパンクしかけていた話ですとか、もしくは、今、国の指針でもありました障害者の雇用が10時間からカウントされるようになったことに対する対応ですとか、そういったところは、パブコメの御意見を踏まえ、加えてそういった関係機関ですとか、当事者の方、ほかの自治体の動きとも情報交換しながら進めているところでございます。

またお気づきの点があれば、ぜひ御意見をお寄せいただけたらと思います。

以上でございます。

隆島会長

ありがとうございました。

長加部委員、いかがでしょうか。

長加部委員

ありがとうございました。

今、我々の側も、共同作業で具体的な提案をする必要、責任もあると思っておりますので、今、平井課長のお話をお聞きすると、これから深い分析と対策をともに市民的にもつ

くっていくということですので、意見提案については、後ほど文書で述べたいと思います。
どうもありがとうございました。

隆島会長

ありがとうございました。

この総合相談につきましては、毎回話題にもなるころだと思います。先ほどのニーズ調査の中にも、区役所と通所とかで、自分が関わっている施設がやはり一番、半分以上出ているということで、相談支援センターは、確かに1%とか2%で少なかったですが、相談支援センターの数字を上げるのもそうですが、相談に来ているところが適切にちゃんと相談に乗っているかどうかということも検討に入れていただけると、人材育成とかに関わってくるかもしれません。そういった分析の仕方もあるかと思いますので、またこのクロス集計とか、ヒアリングの際に検討していただけるといいかと思います。ありがとうございました。

そのほか何かございますか。

どうぞ、林委員。

林委員

今のお話から続く内容でなくて申し訳ありませんが、問43の新規設問のところに就労にまつわる内容が入っておりまして、その中で、就労に関わる支援者として、重く受け止めたいと思うところがありましたので、お話をさせていただくと、就職、退職後に健康状態が悪化したという数が多く、その後に療養に専念したという数も多いということで設問があったかと思いますが、そういった方々が療養後にどこに相談をしたらいいかということに迷われたりするということもあるのではないかというのを思ったのと、その後、私どのようなセンターにつながるという機会がある方がどれぐらいいるのかというようなところも私も興味があるというところでは、やはり再度就労を検討される方がいるのかとか、訓練をその後、また受けようと思っているとか、この退職後すぐの生活の状況の後に、さらにもう少し深めた設問を入れていただけると非常にありがたいと思います。膨大な資料を整理して大変だとは思いますが、もしできましたらお願いしたいと思いました。

以上です。

隆島会長

ありがとうございました。何か事務局のほうからコメントはありませんか。今後の要望かもしれません。

事務局

ありがとうございます。委員がおっしゃったところは、援助センターであると一定期間、一度退職して療養に専念するというと、少し連絡が途絶える。こちらから連絡をしてもあせらせてしまうところもあるかもしれません。就労移行は、一回完全に退所になってしまいますので、定着支援を受けていても、その後のつながりというのが途切れてしまうというところが課題だと、改めて今の御意見をいただいて認識をいたしました。

療養に専念されている方に対するこれ以上のアプローチというのが、一つ御本人的にはどうなのかというところは、プレッシャーをかけてしまうというのものもあるかもしれませんが、そこはまた御相談させていただけたらと存じます。

以上でございます。

隆島会長

ありがとうございました。

石橋委員 もう一点だけ。

隆島会長 どうぞ。

石橋委員 何度もすみません、石橋です。

設問は、前回から比べると本当に増えていて、いい項目も増えていると思いますが、やはり災害のところの一時避難となっています。でも、災害で、今インターネットで検索すると、一般避難所とか、福祉避難所とか、指定福祉避難所とか、変わってきているのが現実ですから、そういうのに合わせていかないと、どういう情報で持っておられるかということに基づいて、このお答えをしていくわけですから、今の流れにのっとった設問にしなければ。

ましてや何月に設問を決めたか分かりませんが、災害対策基本法で改正されて福祉支援というような言葉も出てきたら、逆に言えば、どういうことに期待するのかといった期待度を調べるのなら、一番直近の情報を入れながらアンケート調査をやっていかなければ。問の31-1に「あなたは、地震や台風の大きな災害が発生したときに～」とありますが、そうではなくて経験を問うようなところもあったかと思いますが、そこは、私はあまりいい設問ではないと思います。何しろ今の時代、そのときの時代に合わせた用語で、社会も変わってきています。だんだんと、看板を見ても広域避難所というのは圏域が少なくなってきていますし、「避難場所」だったのが「避難所」になったり、努力をしていただければと思います。

隆島会長 ありがとうございました。

御意見としてうかがうということでよろしいですか。

時間を超過してしまいました。まだ、いろいろ御質問は当然あると思いますので、また後日文書とかで、また出す機会があるかと思いますが、申し訳ありませんが、次の議事に移らせていただきたいと思います。

(1) 部会の取組状況について

②川崎市障害者差別解消支援地域協議会の取組状況について（報告事項）

隆島会長 続きまして、②の川崎市障害者差別解消支援地域協議会の取組状況について、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局 【資料説明】

隆島会長 ありがとうございました。

本協議会については、私が部会長として参加させていただきましたので、当日の内容、議事についてですが、今御報告いただいた内容のとおりですが、差別解消のことは前年度、民間事業者にも義務化されたということで、今はその周知があるということと、合理的配慮というのは非常に難しいというところはやはり議論になっておりました。特に、カスタマーハラスメントとの関係のところも事業者の方々やはり御心配であるというところは、

話題になっておりました。

市のほうでは、相談体制窓口を設置しておりますが、どうしてもこういう合理的配慮があるかないかというのを市がジャッジをしてくれると思って相談が来ることが多いようですが、実際はそうではなく、先ほどおっしゃったように当事者と事業者の方が話し合いをして、合理的なやり方に合意をするという場所をつくるというところが、この法律の趣旨になりますので、そういう段取りといいますか、そういうところに導いていくというのは、大きいところだということがあります。

先ほどのニーズ調査にもありましたが、結局、差別解消法についての名前は知っているけど、中身は知らないとか、知らないという人、結構御存じないということで、やはり誤解もありますし、過大な要求なのか、それとも不当な扱いなのかというところの線引きが難しいというところは、この議論にはなっている。やはりそのためには障害についての広報、啓発をやはり小学校、中学校とかにちょっと時間はかかりますが、さまざまなところでインクルージョンの教育だとかを含めて、努力をしていかないと、障害というものの理解を深めないと、なかなか難しいだろうという意見も出ていました。

個人情報になるので、ここに資料はありませんが、事例報告がございました。やはり話し合いをすることで、ある程度お互いが理解をできるという事例も出ておりますし、納得はしないけどしょうがないという部分もあるかと思いますが、そういうところがやはり事例を重ねていくしかないのかというところも議論になっておりました。補足は以上です。

当日のこの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

どうぞ、加藤委員。

加藤委員

ありがとうございます。

毎回このような資料をいただいて気になるのですが、知的障害の方の相談件数が必ず少ないですね。今回は1件ということですが、これは知的障害の方御本人がやはり相談を上げにくいというか、こういうことをされたとか、こういうのはおかしいのではないかと御本人が声を上げにくいという部分と、例えば私の娘は、自分で物事が訴えられないので、そうすると親と一緒にときにそういった差別的なことを受けるわけですが、それが親の場合、そこで飲み込んでしまう。例えばバス会社の方にこんなことを言われたとか、やられたという御経験のある親御さんは非常に多いですが、それを一々バス会社に訴えたり、市に抗議したりということはしないので、飲み込んでしまうようなことが非常に多い。実際に私だけではなくて、周りでもそのようなことを言っておりますので、なかなか知的障害者に対する合理的配慮とか、そういうような差別をされたということが件数として上がりにくいという部分はぜひ御理解いただきたいのと、それはどうしたらいいかというと、やはり皆さんに分かっていただくような啓発活動といったことが重要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

隆島会長

ありがとうございました。

石橋委員

今のことに関連して、この障害状況というのは、誰かが判断をしてこの障害状況を振り分けたのですか。

石橋委員 家族だとか、本人だとかというのは、相手を見れば分かるでしょうけど、障害状況というのは、手帳が何かで仕分をして、この数字に出てくるのですか。

隆島会長 事務局、お願いします。

事務局 ありがとうございます。

 初めに加藤委員からの御意見ありがとうございます。どうしても事業者さん向けにも私どもは啓発しておりますが、事業者様からの相談としても、身体障害に関する御相談というのが多いというのが現実としてございます。

 恐らく知的障害ですとか、精神障害に関する御相談というのが少ないという部分については、(障害特性等への理解が)事業者の方へ十分に浸透していないところがあると、今改めて加藤委員からの御指摘から想像したところです。

 具体的に知的障害の方ですとか、精神障害の方に対して、御自身の権利を守ってもらうために、こういったお知らせの仕方があるのかということころは、今、それこそチラシとかを入れるとか、事業者向けには商工会議所にも御協力いただきながら啓発しておりますが、こういったところについても検討していく必要があると考えました。ありがとうございます。

 続きまして、石橋委員からの障害状況の御質問ですが、障害計画課では、当事者の方と直接お話ししたり、各区で受けた相談について、対応方法のアドバイスをしております。その際、御自身の障害種別や事業者との対応経過についてお話がありますので、基本的には御相談者様からお伝えいただいたものについて、記録をしております。

 また、区で相談を受けたケースにおいては、御本人がお持ちの手帳をお見せいただいたことで、御本人の障害種別の確認が取れることもございます。ただし、例えば重複障害がある方がそのことをおっしゃっていただけないと、当該事案の対応をすべき障害の中身についての話になりますので、当該事案に関わる障害種別の部分にのみ数値として計上されるケースがございます。

 以上でございます。

隆島会長 ありがとうございました。

 よろしいですか。

隆島会長 そのほか。どうぞ、橋本委員。

橋本委員 障害者差別解消支援地域協議会のメンバーとして会議に参加させていただきましてありがとうございます。

 普及活動のポイントといいますか、やはり事業者側には自分たちは何げなくやったことが差別と受け取られてしまうのではないかなというようなことで非常に怖さとか、アレルギーがあるという御意見もありましたし、逆に差別を受けたという側も、なかなか相談しづらいといったような御意見もあったように思いますが、この法律の真の価値といいますか、一番大切なポイントは、「差別を受けた」と思われた側と、あと合理的配慮を提供していなかったのではないかとされた側と、建設的な対話によって新たな支援の方法が生まれ

ていくというような、前向きな価値を生み得る法律だというところが一番大事な価値ではないかと私は感じておりまして、普及啓発活動においても、その部分をもう少しまくアピールできるといいのではないかと感じておりますので、意見として述べさせていただきます。

隆島会長 橋本委員、ありがとうございました。私の言葉が足りなくて申し訳ありませんでした。御意見として受け止めておくことでよろしいですか。

事務局 ありがとうございます。
今、橋本委員がおっしゃっていただいたことは、実は、今回チラシを改定して強調するようにはしておりますが、チラシを配るだけで十分伝わるとは思っていないので、引き続き御助言等をいただきながら、普及啓発の在り方については、進めてまいりたいと思います。
ありがとうございます。

隆島会長 ZOOMで御参加の委員の皆様から、何かありますか。
柴田委員、どうぞ。

柴田委員 療育センターで診療をしております柴田と申します。どうもありがとうございます。
直近の話題について、いろいろ考えさせられました。合理的配慮を訴えてきた障害の状況というところで、知的障害の方がすごく少ないということであるとか、あとは、合理的配慮に関してきっと唯一の答えがあるということではなくて、それぞれが対話をして道を見いだしていくというところですね。
今から申し上げることは容易ではないと思いますが、今後の方向性としてお考えいただけたらと思いましたが、例えば私の分野、子どもの分野でも子どもの権利というようなことが最近言われておりまして、意見表明権だとか、自分たちのことは自分たちで決めるとか、自分たちのいないところで自分たちのことを決めないでとか、そういうようなことがあったりします。
例えば、この今の会議に御家族や障害のある方が多く委員として参加されていますが、何らかの形で本来は当事者の方がこの委員に参加をするようなことが将来的にあったらいい。そういう方が参加してちゃんと私たちと話をしていけるような会議体であってほしいということを思いましたのと、合理的配慮の訴えられる側というか、言葉が足りなくて申し訳ありませんが、例えば運輸・郵便とか卸売小売というところの方が割合としては、今年度、調査の年度では高くて、今、ここにおられるようなメンバーで、どうしたら合理的配慮に向けた対話が進むかというようなことも、そこの会議体にもこういう業態の代表の方が入ってくれるとか、そういうのもいいのではないかと考えて、お話を伺いました。
以上です。

隆島会長 ありがとうございます。
事務局、コメントはありますか。

事務局 柴田委員、ありがとうございます。

今、実は差別解消支援地域協議会の部会の委員としましては、支援学校の校長ですとか、あと当事者、支援者、親御様、あと学識の方、あと、おっしゃっていただいたタクシー協会の方に入っていております。また委員のメンバーについてのバランス等、もしくは御提案等をいただきましたので、また今日いただいた御意見も含めて、委員構成については、また少し検討していけたらと思っております。

御指摘ありがとうございます。

隆島会長

よろしく願いいたします。

そのほかございますか。

時間が押して申し訳ございません、また、何かありましたら、文書等を出していただければと思います。

次の議題に移らせていただきたいと思います。

(2) 第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に係る今後のスケジュールについて（報告事項）

隆島会長

続きまして議事の2番目です。「第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に係る今後のスケジュールについて、事務局からよろしくお願いします。

事務局

【資料説明】

隆島会長

ありがとうございました。

スケジュールにつきまして何か御質問、御意見はございますか。

特にないようですので、このスケジュールで進めさせていただきたいと思います。

(3) 川崎市聴覚障害児支援中核機能事業について（報告事項）

隆島会長

続きまして議事の3番目、川崎市聴覚障害児支援中核機能事業について、事務局から御説明をよろしくお願いします。

事務局

【資料説明】

隆島会長

御報告ありがとうございました。

この件につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

どうぞ、石橋委員。

石橋委員

私の初孫が生まれてすぐに、こういう流れで孫は検査を受けていたのだというのが今初めて分かりました。

9ページのところの療育のところというか、先ほどの相談のところも同じですが、要するに、生後1か月で検査を受けるわけですね。そのときに要検査とか、そういうふうなところになったら、この相談が始まるのが(注：生後)3か月か4か月ぐらいから相談が始まるように受け止められるのですが、もう既に受けたときからが始まりではないのでしょうか。始まりがそこにあるのかというのを気づいたのが一点と、あと、その研修をするといったときの「巡回」という言葉が使われていませんでしたか。巡回の範囲がどういう範囲なのか。この資料を見て、そう疑問に感じたものですから、教えていただければと思

います。

隆島会長 ありがとうございます。
事務局、お願いします。

事務局 事務局から回答させていただきます。

まず、1点目の相談のスタートについてですが、委員がおっしゃるとおり、新生児聴覚検査が生後3日～1週間で実施するものになっていまして、そこでパス(異常なし)または、リファ(再検査が必要)という二つの結果のどちらかになりますが、そのリファ(再検査)が必要という結果が出た方については、その時点から保護者の方が今後について不安をお持ちになるかと思いますので、スタートの起点はそこからと認識しております。

川崎市では、各区役所の保健師が保護者へのフォローを実施するという体制を組んでおります。

2点目の巡回の範囲になりますが、こちらは難聴のお子さんが通われている保育園、幼稚園、学校等を対象としておりまして、園の集団生活ですとか、学校に入ったときに聞こえにくさによって、授業がどのように配慮してもらえるか等、そのお子さんの療育等を担当している療育センターや聾学校の乳幼児相談の職員が各園、学校を訪問して助言等を行っていくという体制がもともとできておりましたが、今回の事業によって、さらに充実させていく取組を進めているところです。

以上です。

隆島会長 ありがとうございました。
よろしいですか。

石橋委員 ありがとうございます。

隆島会長 そのほか何かございますか。
どうぞ、林委員。

林委員 学齢期までの流れは、こちらのフローで見せていただいて、その成人期以降は必要に応じて区役所とか、(聴覚障害者)情報文化センターという記載がされておりますが、成人期以降の人生のほう長いというところで、今いい流れで、アドバイス等をしてきていただくというところでは、学齢期で切れない方法というところも御検討いただいて、その後就労されたりというようなところで、私たちも支援をしていると、学齢期の情報が入っていないくて、御家族から聞き取りしかできないというような状況もよくあることですので、もしそういった流れで来てくださるのであれば、何かそういったアドバイスの情報を集約したものを成人期にも持ち越して、皆さんが次の支援の方にバトンタッチできるようなツールのようなものが、一緒に流れてきてくれるといい支援が続いていくのではないかというのを聞いていて思いました。

以上です。

隆島会長 事務局のほうから何かこの点について、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。

早期療育というところで、早く発見してコミュニケーション方法や言語を獲得し、乳幼児からその学齢期、それから切れ目のない成人期まで、これについては関係機関、成人であれば聴覚障害者情報文化センター等、様々ありますので、現在だけでなく将来を見据えた支援について、整理をしながら関係機関と連携を深めていきたいと思います。

御意見ありがとうございます。

隆島会長

ありがとうございました。

これは、聴覚障害だけではなくて、肢体不自由も含めた、いわゆる「18歳問題」に関わってきます。療育から、障害児から障害者になるときの情報の伝達が切れてしまうとといった場面は、聴覚障害に限らずいろいろあると思いますので、そのトランジットの部分というのでしょうか。そこはいろんな場面でのテーマだと思いますので、引き続き検討していただけたらと思いますし、委員のほうからもいろいろ御提案があったら、また市のほうと協議していければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか何かございますか。

大丈夫ですか。ZOOM参加の方は大丈夫ですか。

では、大丈夫そうですので、この件につきましては、これで終わりたいと思います。

(4) グループホームの情報一元化に向けた入居希望者の支援体制強化について(報告事項)

隆島会長

続きまして、議事の4番目です。グループホームの情報一元化に向けた入居希望者の支援体制強化について、事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局

【資料説明】

隆島会長

ありがとうございました。

これは、昨年の11月からスタートしているということです。

何か御質問、御意見はございますか。

どうぞ、石橋委員。

石橋委員

すみませんが、これは、やはり基礎情報をよほど拡大しないと読めないですが、基礎情報だけ読み上げてもらえますか。どういう基礎情報なのか。

事務局

基礎情報の左側は、受入可能な性別、そして受入可能な障害の種類、受入可能な体制、体制というのは、強度行動障害とか、重度心身障害というような区分になっております。その隣が、受入可能な支援区分、区分の2から区分の6という形が記載されております。さらに隣に行きまして、車椅子利用が施設内でできるかどうか、バリアフリー対応になっているかどうかという形です。そして隣が病院等から、入所施設だとか、病院等からの体験宿泊の受入れができるかどうか。そして一人暮らしの支援を積極的に行うことができるかどうか、そして市外在住者の受入れができるかどうかという形が基礎情報という形になっております。

石橋委員

病院というのは、どういった意味ですか。

事務局 病院に入院をされている方が、退院先としてグループホームを選ばれる方もおられますので、そういった方を積極的に受け入れられるかどうかというところの項目となっております。

石橋委員 重度心身障害という言葉だけで、ここはいけるというふうには、今現在思えないと思います。ここには医療的ケアを含む、重度心身障害とはどのように定義づけていますか。

隆島会長 御質問ですね。

事務局 こちらについては、詳細のほうに書いてしまうとなかなかグループホームの方の区別だとか、そして記載の項目も多くなってきましたので、さらに詳細なものにつきましては、一番右側に自由記載欄を設けております。自由記載欄のほうで、どのような方をさらに受け入れることができるか、どのような生活住居の方か、といったことを書いていただいて、そこを見ながら最終的に支援可能な関係機関と話し合いながら、体験利用を勧めるなど、そういった御案内をさせていただく形です。

石橋委員 それでは、空き室があるからと言って希望しても、つながらない可能性のほうが大きいわけですね。私の経験からしたら、重症心身障害の方は、受入可能と言って電話をかけ、詳細なやり取りをすると、行動できるのであれば利用ができないなどと断られてしまい、がっかりされるという例を何遍か聞いています。だからこのシステムはいいですが、やはり分かりやすく飛びついたら、飛びついたなりの成果がなかったら、誰かの満足だけになってしまうかもしれません。

さっき、計画のところで言いましたように、グループホームは、4類型やっていて、事業所もどの類型でやっているのかというのは、事業者の指定を取るときには、そうやって取っていますが、内実、そのとおりになっているかどうかというのも分からないようなのが現在です。この取組自体が悪いということではないが。

事務局 類型のところだけ御回答させていただければと思いますが、類型についてはこちらのリストにも、記載欄を設けており、日中サービス支援型、包括介護サービス型、そして外部サービス型という形で区分が分かるようになっております。

石橋委員 医療的ケアでも、昭和の頃の医療的ケアと比べ、今現在の医療的ケアでは範囲が広いわけですね。喀痰でも口腔だけの痰の吸引だったら、対応できる看護師はいるが、管を入れるというのは、研修を受けた看護師がいなくて受け入れられないといったことも起こっています。そういうこともきちんとサポートしながらできているこの一元化ならば、ありがたい。

事務局 障害者施設指導課長の山口と申します。

この取組ですが、昨年11月から始めて、これが我々としても完成形だとは考えておりませんので、運用する中で必要な情報ですとか、必要な項目の加除という部分については、この半年、運用半年ぐらいをめどに効果分析という部分を予定しておりますので、その中

で必要な機能、項目については、改めて検討しながらこのシステムという形で、取組の改善という部分は図っていきたいと考えておりますので、今いただいた御意見は、またこちらのほうで受け止めまして、今後の改善という部分につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

隆島会長 ありがとうございます。

 そのほか何かございますか。

 どうぞ、加藤委員。

加藤委員 今、初めてこのリストを拝見しまして、このようなものが欲しかったというか、こういうのができたのだというのが率直な私の感想です。

 確認ですが、これは各区役所と書いてありますが、先ほどのニーズ調査のところで、初めに相談に行くところは、多くの方が区役所の窓口に行くわけで、区役所のケースワーカーさんに相談すれば見られるようになっているということでしょうか。

事務局 ありがとうございます。各区役所に共有しておりますので、区の職員は見えるような状況でございます。

加藤委員 分かりました。ケースワーカーの方が相談してもよく分からないとか、情報を知らないというパターンが今まで非常に多くて、ケースワーカーの方にも差があるみたいなことを私たちもさんざん聞かされてきており、実際自分も体験しています。各区役所に満遍なくこの情報が行きわたって、ケースワーカーの方に御理解いただけるような研修というものも必要ではないかというふうに感じました。

 以上でございます。

隆島会長 ありがとうございました。

 そのほか。

 どうぞ、橋本委員。

橋本委員 この制度の趣旨とはちょっと外れるかもしれませんが、私がグループホームについて感じていること、非常に危ういと感じているところが日々あるものですから、それについてお話をさせていただいて、今後こういう取組を市でしていただけるとありがたいと思うことをお話しさせていただきます。

 グループホームは、非常に入居の希望者が多く、新しいグループホームもたくさんできておりますが、そこに必ずしも障害者支援のスキルがある方が職員として入っているかと言われれば、むしろそうではなくて、結構未熟な方が多かったりすることも多くて、精神障害のある方で、少し不穏になっただけで出て行ってほしいというお話をされたり、金銭管理をお願いしていても、帳簿をきっちりつけていなくて、トラブルになったりとか、非常にグループホームは多いですが、例えば後見人だとか、そういう立場でいろんなグループホームを回ってみると、質の問題を抱えているグループホームが非常に多いと感じます。

 あと、質の問題を抱えていなくても、そもそも論として、グループホームというのは、非常に少人数で回すので、一時期とてもいい雰囲気で行っているところが、職員が異動に

なったり、退職になったりしてしまうと、がらっと雰囲気が変わってしまって、支援の質が落ちてしまって、利用者が崩れてしまうというようなことを事例として多く目にするようになりました。

ですので、グループホームの空き状況を紹介するということであるのであれば、そこで質の高い支援が行われているかどうか。そういったようなことを見守ったり、質を高める仕組みを同時につくっていくことが必要なのではないかと思いました。

例えば、ここにはケースワーカーさんとかがグループホームにできるだけ訪問するというようなことが書いてありますので、その訪問した先で見回って気づいたことを問題として指摘するとか、そういったこともあるのかもしれませんが、グループホーム同士で支援し合える体制をつくることも非常に重要ではないかというようなことも感じておりまして、グループホームの職員さんのお話を聞くと、「こういう問題で困っているが、どう解決したらいいのか分からない」というようなお話を聞くこともよくあって、「自分が見聞きしたケースだとかいうことをやって、うまくいったケースがあるからやってみてもいいのでは」というようなことを、私自身は法律の専門家であり、障害支援の専門家ではありませんが、ほかのグループホームの事例を話すこととかもあったりします。やはり外から見ていた人と中で体験している人との話というのは違うので、困り事を持っている職員と、解決方法を持っている職員と別のグループホームの職員と、例えばお互いが助け合えるようなネットワークのようなものもあるといいかと思いました。

グループホームは、ニーズも多くて、たくさん立ち上がっておりますが、やはりそこで提供される支援の質というのは、今後しっかり見ていかなければならないと思いましたので、このシステムの趣旨とは少し外れますが、ふだん感じていることをお話しさせていただきました。

隆島会長

ありがとうございました。

御意見ですが、事務局からよろしいですか。

事務局

御意見ありがとうございます。

グループホームの質の確保という部分については、この取組とは別に本市でも課題として考えておりまして、まず、参入の段階で、このグループホームを立ち上げる時には、通常の事業所というのは指定申請書を出して、それが認められれば設置できるという仕組みになっておりますが、まず、選定委員会という取組の中でどういうグループホームでどういった質を目指してやっていくかというところを提案させた中で、一定基準点数づけをして、一定基準以上のものについて、指定申請を出すというような取組を実施しております。

その後、設置された後も、基本的には運営指導という中で、この事業所の運営が質の高い支援が行われているかどうかという部分について、事業者指導という形で確認をさせていただいておりますが、このグループホームとか、就労系とか、児童系のサービスについては、国も質の低下という部分を懸念しており、通常の運営指導の頻度よりも、より上げてやっていくようにと国からの通達も出ておりますので、市としてもそれを受けて、より頻度を上げて指導体制が取り組めるような体制構築について現在検討を進めているところでございますので、引き続き御意見として承らせていただきました。ありがとうございます。

隆島会長 ありがとうございます。
橋本委員、どうぞ。

橋本委員 あと、市の障害者施設指導課のほうに、苦情を上げるかどうかというところも、私も非常に迷うところがあって、例えば親御さんとかだと、もっとそうだと思います。苦情として挙げるべきことは、改善を求めたいことというのは、まずは施設に言ったうえでそのグループホームが改善をしてくれなかったら、さらに障害者施設指導課のほうにお話を上げるということも考えなきゃいけないと思いますが、やはりそういったところで、私としては自分が後見をやっている被後見人さんとか、被保佐人とか、そういう御本人を預かっていただいているので、苦情を言ったことによって、御本人がいづらくなってしまうとか、そういったこともあるといけないということを思うと、やはり躊躇したりするところはあります。そういうところで埋もれている暗数というのも結構あると思うので、そういった点も考慮してグループホームに関してはかなり厳しく見ていただきたいと思っていますところでございます。

隆島会長 ありがとうございます。
事務局から何かありますか。

事務局 グループホームも含めて、苦情というのが事業所を飛び越えて相談が来るパターンもございますし、事業所に言ったものの聞いてくれないというところで、市につながるという部分で様々な形で、苦情等は日々受け付けているところでございます。ただ、いづらくなるので言えないという状況は、決していい状況ではないかと思います。

入居の際の重要事項説明にも苦情の相談先という部分は、当然記載されていて、市役所、区役所の窓口が記載されておりますが、そこについて重要事項説明などで事業所のほうからそこをちゃんと説明がないと利用者のほうにそれが伝わっていないという部分も当然あり得ることだと思いますので、入居の際の重要事項説明を含めた運営規程の説明という部分は、事業所に対してきちんに行うように、事業者に対する集団指導等の場で、この運営規程、重要事項説明の必要性という部分については、引き続き徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

隆島会長 ありがとうございます。
よろしいですか。そのほか何かございますか。
どうぞ。

小泉委員 すみません、一元化するのはすごくよいと思いますが、利用したいときは、市役所とか、相談基幹センターに行かないと分からないということでよろしいでしょうか。

事務局 今の運用は、支援する関係の方がマッチングする形を取っております。

小泉委員 分かりました。そうしたら、マッチングする方が本人たちの様子をよく知っている方で、マッチングしていただけるということでよろしいのでしょうか。

事務局 各区のケースワーカーが対応しておりますので、できる限り親身になって対応していると思われます。

小泉委員 分かりました。
あと、この毎月1回更新するようなことを書いてありますが、この日にちというのは決まっているのでしょうか。

事務局 毎月25日締めという形を取っております、そこまで、日々上がってきたものを26日以降に集約し、その当月内の月末前に各関係機関に情報提供する形で運用しております。

小泉委員 分かりました。ありがとうございます。

隆島会長 そのほかよろしいですか。ZOOMで御参加の委員の方、何かございますか。
それでは、このグループホームの一元化についての議題はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。
一応用意しました議題はこれだけですが、その他、何か事務局からありますか。
どうぞ、石橋委員。

石橋委員 一つだけ。すみません。
前回の議事録を私は何げなく読んでいたところ、はっきり言ったほうがいいと思います。麻生区の防災講演会の場で、行政側が避難について、在宅避難を行政は勧めているというお話があったそうですが、私どものほうから国土交通省に話したときには、重度重複の障害児・者、並びに医療的ケアのある方の避難というのは、荷物が多くなるから在宅、家が何でもなければ在宅避難となるというお話をし、昨年の災害対策基本法、災害救助法の改正で関連死を防止するために、DWATという福祉チームが編成されたというふうに理解しています。その中で、避難所だけではなく、在宅避難も車中泊避難も避難に該当するという説明で、在宅避難という言葉が使われていますが、麻生区という地形的な特徴があるのか分かりませんが、在宅避難がメインだという説明は、私は何か非常に違和感がありますが、今日は危機管理担当の方はいらっしゃるのでしょうか。

隆島会長 何か、事務局からいかがでしょうか。

事務局 健康福祉局危機管理担当の中島です。よろしくお願いいたします。
今、委員がおっしゃられました在宅避難ですが、これは、健康福祉局だけではなく、防災のほうの部門でも、特に障害のあるなしにかかわらず、川崎市が在宅避難を推奨しているといったことになってきておりますが、これは、基本的に避難所に行かれる方というのは、ライフラインが止まったり備蓄ができていなかったといったように、ふだんの生活をしているものの何かが欠けてしまった方が避難所に来ていただくということが想定されます。
今、最近の建物というのは、耐震化がかなり進んでいますので、どちらかということ、特に障害があるとかではなく、一般的に災害の防災の観点で言いますと、例えば大きい地震

が来た際にすぐ避難所に来てしまうと体育館ですとかも入り切らないというのがありますので、実際にふだんの生活ができるような形であれば、基本的には家が大丈夫であれば、避難所には避難はしないというのは、そういった形で被害の想定だとかもしておりますので、そういった意味合いでお話をしておるかと思います。

隆島会長 よろしいですか。いかがですか。

石橋委員 避難には、風水害の避難と地震のほうの避難という二つあると思います。

風水害の場合は、行政が避難指示等を出しますよね。それは家が何でもなくても命が大切だから避難しなさいという意味であって、ここには在宅避難というのではないはずです。

だから、だんだんと命令形式的に指示が出てきている中に、在宅、いわゆる中島さんが言われることも、私のところも家が何でもなければ、地震のときには避難しません。

避難所というのは何か、と言ったときには、災害の危険性があるため、避難の必要がある方は避難して、ということですから、「避難所ではなく在宅避難、という話も出てい」というのは「話」ではないです。どうしても在宅でしか難を逃れることができないような状況に対して、福祉支援をチームとして行う。その行う中には、在宅避難があり、その在宅避難とともに車中泊ですから、在宅避難はビニールハウスの中の農業ハウスの中でもいいということになっているようですから、何か今の説明をどこかで、補足等をきちんとしておかなかったら。

事務局 風水害のときには、洪水で家が浸かってしまうということに危険な場所の方はもちろん事前に避難していただくというのはありますので、その場所からとにかく離れるというのが大事になります。先ほど在宅避難というのは、地震のところでのイメージをしてしまったと思いますが、風水害の場合だと、その場所が水があふれてしまう、土砂崩れのおそれがあるというときには、そこから早く避難していただくという意味で避難指示を出すものになります。

DWATは能登半島地震を受けて、実際に避難所ではなくて、それぞれ自宅や車の中で避難していらっしゃった方がいましたので、そういった方にも福祉サービスを提供するという目的で、DWATが派遣されるといったことも今年度の法改正の中で盛り込まれております。

以上です。

石橋委員 では、神奈川県は、福祉避難所に関して設置のガイドラインを設けようとしており、今現在意見表明を受け付けていますが、川崎市はそのガイドラインをつくる予定はあるのでしょうか。

事務局 今のところはまだつくるといえることはないが、ただこれから災害福祉のことということで、は考えていかなくてはいけないと思っておりまして、二次避難所も、今二次避難所という協定で結んでおりますが、実際二次避難所をどういった形で利用するかについては、これも能登半島地震の際に、二次避難所がほぼ開設できなかったというようなところもありますので、どのようにしていくか、これから検討を進めてまいります。

隆島会長

よろしいですか。

そのほか何かございますか。その他の部分です。

ZOOMで御参加の委員の方もよろしいですか。

特になければ、これで本日の議事を全て終了したいと思います。

事務局に進行をお返しします。

第7期第4回川崎市障害者施策審議会(R8.2.17開催) 委員意見

No.	委員氏名	意見種別	資料	概要	内容	所管課	所管課回答
1	石橋委員	当日意見	資料4	県立特別支援学校への協力依頼について	県立特別支援学校への調査実施については、県のどの部署と調整したのか。 また、時間的な制約から(県立特別支援学校には)協力いただけなかったとのことだが、行政の依頼の仕方は適切だったのか。事務局側の熱意が足りなかったのではないかな。	障害計画課(計画推進担当)	県立特別支援学校への調査協力依頼にあたっては、県教育委員会と調整を行いました。教育委員会へ説明のほか、校長会もしくは実際に各学校におうかがいして御説明する旨お伝えいたしましたが、今回は時間的な関係から難しいとの回答がありました。
2	石橋委員	当日意見	資料4	グループホームに関する調査項目(望む生活の場)について	グループホームには4類型あるなかで、こういった形態のグループホームでの生活を望んでいるのかということをあぶりだす必要があるのではないかな。「グループホーム」というだけでは回答しづらい。	障害計画課(計画推進担当)	委員の御指摘のとおりでございますので、次回以降の実施に向けて設問の内容については検討してまいります。
3	石橋委員	当日意見	資料4	「合理的配慮」に関する調査項目について	「合理的配慮」とは、建設的な対話により成立するものであって、当事者が「求めるもの」ではない。「合理的配慮を求めることができるということを知っているか」という設問の表現は適切な表現ではないのではないかな。	障害計画課(計画推進担当)	御指摘のとおり、配慮要求のもと当事者・事業者双方で協議した結果配慮がなされるというのが「合理的配慮」であると考えております。次回調査の際には書きぶりなどについて、改めて審議会でのご意見もいただきながら、検討してまいります。
4	大窪委員	当日意見	資料7	障害がある方の生活ニーズ調査について	多岐にわたる集計であり、大変な作業かと思うが、サービスにつながない方にも本調査がわたるわけであり、当事者の方から挙がった声を公的機関につなげるということは非常にまれなことであるので、これからも本調査を続けていってほしい。	障害計画課(計画推進担当)	御意見として承ります。
5	長加部委員	当日意見	資料7	障害がある方の生活ニーズ調査について	今回の調査でも前回調査と同じ傾向が表れている設問が多々ある。(例：問13、問14等)こうした問題の「入口」(困ったときに、適切な相談機関にアクセスすることが難しいと答える人が高い)ということはどう評価し、掘り下げて対策するのか。	障害計画課(計画推進担当)	相談窓口について、前回に引き続き今回調査でも「どこに相談したらいいかわからない」という回答が多数であるという状況については重要な結果であると認識しております。子ども発達・相談センターをはじめとする相談窓口の拡充及び周知を実施しており、庁内外関係者の方の御意見を基に検討を進めておりますが、よりよい周知・相談体制の在り方についてお考えがございましたら御助言をいただきながら進めていければと考えております。
6	長加部委員	当日意見	資料7	改定版策定時のパブリックコメント意見について	計画を改定する際のパブコメで区分「B」※としたものについて、どのように具体的に取り組んでいく予定か。 ※B：御意見の趣旨が計画(案)に沿ったものであり、御意見を踏まえながら取組を推進するもの	障害計画課(計画推進担当)	医ケア児や療育センターの体制整備や障害者雇用などについて御意見をいただいたと認識しておりますが、関係機関や当事者の方、他の自治体の動きとも情報交換しながら取組を進めているところでございます。

7	林委員	当日意見	資料7	障害がある方の生活ニーズ調査について	就職後に健康状態が悪化して退職したという回答が多いが、そうした方々が療養後どこに相談すべきか迷うことがあるのではと考えた。また、そうした退職後すぐの生活状況に関する設問の後に、もう少し深掘りする設問を追加してもらえるとよい。	障害計画課(計画推進担当)	就労後の健康状態悪化により療養に専念されている方へのアプローチについては、表現等によってかえって当事者に心理的負担を与えてしまうおそれがあるため、よりよい設問のかたちについて御相談させていただければと存じます。
8	石橋委員	当日意見	資料7	障害がある方の生活ニーズ調査について	避難所に関する表現について、現在一般的に使用されている表現に合わせるべきではないか。また、災害対策基本法改正を踏まえ、どういったことに期待するかなど、最新の情報を取り入れた問を設定すべきではないか。	障害計画課(計画推進担当)	御意見として承ります。
9	石橋委員	意見書	資料7	障害がある方の生活ニーズ調査結果(当事者向け調査)について	調査項目の検討に当事者団体を加えていただきたい。	障害計画課(計画推進担当)	調査項目案については、団体委員にもご就任いただいているノーマライゼーションプラン策定委員会で意見を踏まえ決定しておりますので、引き続き現在の方法で実施することを考えております。
10	石橋委員	意見書	資料7		①本市の障害者計画・障害福祉計画すなわち「かわさきノーマライゼーション」の存在について、②意思決定支援の認知について、③改正成年後見制度について、中間調査も対象にしてください。	障害計画課(計画推進担当)	次回の調査項目を検討する際に、ご意見を内容についても検討してまいります。その上で、今回の調査同様に、審議会や策定委員会で意見もいただきながら、調査項目を決定する予定でございます。
11	長加部委員	意見書	資料7		問13・14・19など総合的相談体制に関わりますが対策を検討する上でも障害特性によっても違いがあると思いますので、障害種別に回答数字を明らかにしていただけないでしょうか。	障害計画課(計画推進担当)	障害種別ごとの集計値は別添のとおりです。
12	長加部委員	意見書	資料7		問16に関して、「市政だよりなど市の広報誌」と「利用している施設」が多くなっています。そこで、前回のプラン以降で障害者の総合的相談体制について、市政だよりに掲載した回数と内容を教えていただけないでしょうか。	障害計画課(計画推進担当)	当該期間に、障害者の総合的相談体制について市政だよりに掲載したことはございません。

13	長加部委員	意見書	資料7	障害がある方の生活ニーズ調査結果(当事者向け調査)について	問17では区役所と地域相談支援センターが多い傾向が続いています。一方、問13、問19のような要望が多数で改善が見られない傾向です。これも障害種別の回答数とともに、区役所や地域相談支援センターなどが、なぜ総合的な相談窓口として認識されていないのか、また、相談しづらいなどと言われる要因は何かを現時点で把握している範囲で明らかにしていただけないでしょうか。 関連して、区役所での手帳や自立支援の手続き以外の時間を取った相談件数と訪問件数のこの10年間の経年変化がどうなっているのか明らかにしていただけないでしょうか。	地域包括ケア推進室 (障害者相談支援担当) ※「問17では」～「把握している範囲で明らかにしていただけないでしょうか。」までの部分	【障害種別ごとの集計値について】 別添のとおりです。 【区役所及び地域相談支援センター等が総合的な相談窓口として認識されていない理由等について】 区役所や地域相談支援センターの認識については前回調査時よりも割合が上昇しておりますが、地域における総合相談窓口としての充実には質の向上も必要であると考えます。身近な地域で相談できる体制を充実させるため、障害に対する地域や社会の理解を促進するとともに地域とのネットワークづくり等を通じて地域相談支援センターの更なる周知を図ってまいります。
14	長加部委員	意見書	資料7		問20・21について、「8050」「9060」問題との関係でますます重要になっています。これも障害種別のデータを知りたいと思います。	障害計画課(計画推進担当)	障害種別ごとの集計値は別添のとおりです。
15	長加部委員	意見書	資料7		問25関係についても障害種別のデータを知りたいと思います。	障害計画課(計画推進担当)	障害種別ごとの集計値は別添のとおりです。
16	長加部委員	意見書	資料7		問26関係も障害種別のデータとともに、体育協会など市が補助金などを出している団体との結果の共有などを行なっているのでしょうか。今後の予定はあるのでしょうか。	障害計画課(計画推進担当) 市民文化局市民スポーツ室 (パラスポーツ担当)	【障害種別ごとの集計値について】 別添のとおりです。 【結果の共有について】 障害者スポーツ協会やスポーツ協会などの団体について、結果を共有し、取組の参考とさせていただきます。
17	長加部委員	意見書	資料7		問29・30関係の障害種別のデータ及び、どのような周知の仕方を行なっているのかを知りたいと思います。	障害計画課(計画推進担当) 障害福祉課(障害福祉担当)	【障害種別ごとの集計値について】 別添のとおりです。 【歯科保健センターの周知について】 歯科保健センターの周知についてですが、川崎市のHPや治療の実施主体である川崎市歯科医師会のHP等、及び川崎市歯科医師会の会員等・療育センターからの個別の患者紹介等により周知されております。
18	長加部委員	意見書	資料7		問35も「8050」「9060」問題にも関連しています。これも障害種別のデータと川崎市として親亡き後の個別相談に対応する窓口がどこになるのか知りたいと思います。	障害計画課 (計画推進担当・地域支援担当) 地域包括ケア推進室 (障害者相談支援担当)	【障害種別ごとの集計値について】 別添のとおりです。 【親亡き後の個別相談への対応窓口について】 区役所及び障害者相談支援センターが相談窓口となります。

19	長加部委員	意見書	資料8		問38の事業所種別（障害種別）ごとのデータを知りたいと思います。	障害計画課（計画推進担当）	障害種別ごとの集計値は別添のとおりです。
20	長加部委員	意見書	資料8	障害がある方の生活ニーズ調査結果（事業者向け調査）について	問39「適切な支援が困難なため」で障害状態が2つ例示（注：医療的ケア・強度行動障害）されていますが、他にはどんな状態があるのでしょうか。また、困難なケースへの支援はどう考えているのでしょうか。	障害計画課（計画推進担当）	その他として、「サービスの内容と利用者希望のミスマッチ」等の回答がございました。多様なニーズや様々な障害特性に対応した適切な支援が実施できるよう対応できるよう、事業所の整備を進めるとともに、人材育成等の取組を推進していく必要があると考えております。
21	加藤委員	当日意見	資料9	知的障害者に対する差別事象の相談件数について	知的障害当事者の相談件数は毎回少ないが、本人が声を上げにくいということ、保護者が同伴しているときに差別的な事象があった場合に保護者が「飲み込んで」しまうことが多い。知的障害者に対する差別事象は件数として上がりにくいことを理解していただきたい。また、周囲に理解してもらうための啓発活動も重要であると考えます。	障害計画課（地域支援担当）	事業者からの相談は身体障害者に関連する相談が多く、障害特性等の理解について事業者の方へ十分に浸透していない部分があると捉えています。チラシ等の啓発物のほか、事業所に対しては商工会議所の協力を得ながら実施しているところですが、権利擁護のため、こういった周知の方法が適切かについては検討していく必要があると考えております。
22	石橋委員	当日意見	資料9	相談件数の集計方法について	「障害状況」は手帳の所持状況などを基に振り分けているのか。	障害計画課（地域支援担当）	障害計画課で当事者の方から直接ご相談をお受けした場合や区高齢・障害課を通じて相談を受けた場合、当事者の方から申告された内容を基に集計しております。
23	橋本委員	当日意見	資料9	障害者差別解消法に関する普及啓発の方法について	事業者側にとっては何気なくやったことが「差別」と受け取られてしまうのでは、という不安があったり、当事者にとっても「受けた差別的な事象を相談しづらい」という意見があった。 この法律の重要なポイントは、差別を受けた（と感じた）側と合理的配慮を提供していなかった（とされる）側の建設的な対話により、新たな支援の方法が生まれるという、「前向きな価値」を生み出すところだと感じている。普及啓発においてもこの部分をアピールしていくとよいのではないか。	障害計画課（地域支援担当）	今年度改定したチラシにおいては、御指摘のポイントを強調して記載しております。効果的な周知の方法については、引き続き御意見をいただきながら、取組を進めてまいります。
24	柴田委員	当日意見	資料9	障害者差別解消支援地域協議会における委員構成について	子どもの分野においては、「子どもの権利」として意見表明権や「自分たちのことを自分で決める権利」、「自分たちがいないところで自分たちのことを決められない権利」といったことが定められている。現在この会議に家族や障害当事者が参画されているが、将来的には差別解消支援地域協議会においても参画してもらいたい。 また、会議体にも運輸・郵便・卸売・小売といった業態の代表者が入ってもらえるとよいのではと感じた。	障害計画課（地域支援担当）	差別解消支援地域協議会においては、支援学校長のほか、当事者・支援者・当事者家族に加え、学識経験者・タクシー協会をはじめとする事業所代表の方に参画いただいております。今回いただいた御意見も踏まえ、委員構成について検討してまいります。

25	石橋委員	当日意見	資料12	相談支援の開始時期について	資料上では生後1か月で聴覚検査を実施した後、生後3～4か月頃から相談対応が開始するように見受けられるが、聴覚検査実施後からスタートするのではないか。また、巡回相談について、こういった範囲で実施しているのか。	障害計画課(地域療育担当)	新生児期の聴覚検査においてリファア(要再検査)の判定が出た段階で保護者の方が不安をお持ちになるかと思われますので、当該時点から相談対応のスタートであると認識しております。 巡回については、難聴児が通園・通学する機関(幼稚園・保育園・学校等)を対象に、集団生活の場等における聞こえにくさや必要な配慮について、療育センターまたはろう学校の乳幼児相談担当職員が訪問して助言を行うものになります。当該事業は既存の取組であります、今回の事業により支援体制の充実化を図っております。
26	林委員	当日意見	資料12	聴覚障害児(者)支援について	就労支援を行う中でも、学齢期以降の情報がなく、家族などに聞き取ることとできないといったことがよくある。これまでの支援の情報を集約したものを持ち越していき、次の支援者にバトンタッチできるようなツールが整備されるとよいと感じた。	障害計画課(地域療育担当)	早期療育・早期発見によるコミュニケーション方法や言語の習得をめざし、乳幼児期から学齢期・成人期までの切れ目のない支援について、現在だけでなく将来を見据え整理しながら関係機関と連携してまいります。
27	石橋委員	当日意見	資料13	グループホーム空室情報一覧リストの内容について	施設で対応可能なサービス・ケア等の内容と、利用者が施設に求めるサービス・ケア等の内容に齟齬が生じてしまい、「空き状況を基に施設に連絡したが、対応できないと断られてしまった」ということが現に起こっているため、単に「施設の空き状況を共有する」というだけではこの問題の解決には至らない。そうした面をサポートした上での情報一元化であればよいと思う。	障害者施設指導課(事業者指定担当)	昨年11月から本取組の運用を開始しており、運用開始から半年を目途に効果分析を実施予定です。効果分析において、運用上必要となる情報・項目については検討し改善を図ってまいります。
28	加藤委員	当日意見	資料13	各区(ケースワーカー)への周知について	本取組に関する情報について、各区のケースワーカーも見られるようになっているのか。	障害者施設指導課(事業者指定担当)	御認識の通りです。
29	橋本委員	当日意見	資料13	グループホームの質の確保に向けた取組について	こうした取組を進めるに当たっては、グループホームの質を確保する仕組みを同時に作っていくことが重要であると考え。 また、困りごとを抱える職員と、解決のためのノウハウを持っている職員が相互に助け合えるネットワーク等があるとよいと感じた。	障害者施設指導課(事業者指定担当・事業者指導担当)	グループホームの設置にあたっては、「選定委員会」においてめざす運営の在り方等について提案させ、一定以上の点数を得た施設を認可するという体制を取っております。また、設置後も事業者指導を通し、質の高い支援が行われているか確認しております。 国の通達においても、通常の頻度以上の運営指導を行うよう求められておりますので、指導体制の充実に向け引き続き検討・整備を進めてまいります。
30	橋本委員	当日意見	資料13	グループホームの質の確保に向けた取組について	施設に改善を求めたい事項について、施設に訴えても改善が見られない場合に障害者施設指導課に苦情として挙げるべきであると思っても、訴えたことで利用者に不利益が生じてはならないと思うと苦情を述べることを躊躇してしまうことがある。 そうした影響による「暗数」があることを認識したうえで、質の確保にあたっては厳格に指導を実施してほしい。	障害者施設指導課(事業者指導担当)	グループホームへの入居に際し実施する重要事項説明において、苦情等の相談先の情報を記載しておりますが、事業所からこの点について十分な説明がないため、利用者に(相談できることが)伝わっていない、ということも想定されます。事業者に対する集団指導の場等において、運営規程・重要事項説明の必要性について周知の徹底を図ってまいります。

31	小泉委員	当日意見	資料13	本取組の利用について・情報更新のタイミングについて	本取組を利用したい場合は区役所や相談支援センターに相談しなければならないということか。また、情報更新のタイミングは決まっているのか。	障害者施設指導課 (事業者指定担当)	御認識の通りです。なお、情報は毎月25日時点の情報を集約し、当月末までに各関係機関に情報提供を行う形で運用しております。
32	石橋委員	意見書	資料13	グループホーム一元化に関する資料について	「グループホームの特性」の内容を分かりやすく表示してください。受入れられる障害特性、職員の資格を含む配置など資料で一時判断ができる内容にしてください。	障害者施設指導課 (事業者指定担当)	「グループホーム空室等情報一覧リスト」につきましては、グループホームの事業所等情報、利用者等の受入れ可能な基礎情報及び生活状況等を記載しており、入居希望者に効率的・効果的な入居可能なグループホームを情報提供できる現場の意見を取込み作成しております。今後につきましても、現場と意見交換を行い、さらなる改善に取組んでまいりたいと存じます。
33	長加部委員	意見書	資料13	当該事業の対象について	対象が「市と契約を交わした事業所のみ」とありますが、現在、契約をしている事業所数とかわしていない事業所数を教えてください。	障害者施設指導課 (事業者指定担当)	基幹相談支援センターと地域相談支援センターを除いた令和8年3月末時点の特定相談支援事業所につきましては、77事業所となり、その内、誓約書を交わしている事業所数につきましては、29事業所となります。
34	長加部委員	意見書	資料13	当該事業によるマッチングについて	「適正なマッチングを推進」は極めて重要ですが、今回の取り組みでマッチングしない理由は何かを今後、分析が出た段階で結構ですので示してください。	障害者施設指導課 (事業者指定担当)	運用開始から半年を目途に効果分析を実施予定としておりますので、検証結果が判明しましたら、お示しできる範囲内で御報告させていただきます。
35	石橋委員	当日意見	その他	災害時における「在宅避難」の考え方について	麻生区で開催された防災に関する講演会の場で、行政職員が「行政として在宅避難を勧めている」旨話していた。在宅避難とはやむを得ず避難ができない際にとる手段であり、当初から在宅避難を念頭に置いているような説明には違和感がある。	総務部危機管理・災害福祉担当	本市としては障害の有無に関わらず在宅での避難を推奨しておりますが、避難所への避難者は「ライフラインが断絶された」「備蓄がなく、自宅での避難生活継続が困難」等の事情がある人を想定しているため、自宅の安全性が確保されており、避難生活を継続することが可能である場合は在宅避難を推奨しているものでございます。 地震の場合は上記のような対応となりますが、風水害の場合は浸水の恐れがある場合は(家屋の安全性等にかかわらず)速やかにその場から離れることが重要になりますので、避難指示などの形で一律に避難を呼びかけております。
36	石橋委員	当日意見	その他	災害時における「在宅避難」の考え方について	現在、県では福祉避難所設置のガイドライン整備にあたり取組を進めているが、市でも同様のガイドラインを整備する予定はあるのか。	総務部危機管理・災害福祉担当	現状、本市ではガイドラインの整備については予定しておりませんが、災害時における福祉の体制については二次避難所の運用も含め、検討を進めてまいります。

別添資料 「障害のある方の生活ニーズ調査」 調査結果（一部抜粋）

		問13 あなたが希望する生活を送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。（○はいくつでも）															
		全 体	困ったときに相談できる総合的な相談窓口の充実	グループホームの整備	生活介護事業所などの日中活動の場の整備	必要な在宅サービスが適切に利用できること	在宅で必要な医療的ケアなどが適切に受けられること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	就労に向けた支援	賃貸アパートなどの民間住宅への入居支援	障害のある人に適した住居の確保	地域・社会の障害に関する理解促進	コミュニケーションについての支援	その他	特にない	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	2119 56.4	623 16.6	741 19.7	1103 29.4	802 21.4	614 16.4	1685 44.9	696 18.5	429 11.4	827 22.0	978 26.0	822 21.9	170 4.5	431 11.5	139 3.7
	身体障害	1116 100.0	567 50.8	46 4.1	89 8.0	352 31.5	320 28.7	102 9.1	386 34.6	71 6.4	79 7.1	173 15.5	164 14.7	121 10.8	32 2.9	181 16.2	57 5.1
	知的障害	415 100.0	268 64.6	119 28.7	117 28.2	99 23.9	46 11.1	89 21.4	215 51.8	144 34.7	64 15.4	131 31.6	151 36.4	143 34.5	16 3.9	26 6.3	23 5.5
	精神障害	444 100.0	273 61.5	22 5.0	40 9.0	102 23.0	67 15.1	48 10.8	246 55.4	127 28.6	81 18.2	72 16.2	113 25.5	88 19.8	28 6.3	37 8.3	12 2.7
	自立支援医療	279 100.0	161 57.7	14 5.0	31 11.1	69 24.7	45 16.1	30 10.8	156 55.9	77 27.6	58 20.8	41 14.7	62 22.2	53 19.0	15 5.4	45 16.1	2 0.7
	特定疾患	354 100.0	185 52.3	18 5.1	31 8.8	120 33.9	96 27.1	34 9.6	170 48.0	48 13.6	44 12.4	33 9.3	46 13.0	32 9.0	8 2.3	51 14.4	9 2.5
	強度行動障害	276 100.0	173 62.7	133 48.2	137 49.6	91 33.0	37 13.4	79 28.6	123 44.6	35 12.7	15 5.4	109 39.5	116 42.0	112 40.6	21 7.6	15 5.4	11 4.0
	重症心身障害	117 100.0	73 62.4	44 37.6	73 62.4	69 59.0	55 47.0	34 29.1	56 47.9	7 6.0	5 4.3	48 41.0	52 44.4	27 23.1	15 12.8	2 1.7	2 1.7
	高次脳機能障害	71 100.0	40 56.3	6 8.5	20 28.2	21 29.6	17 23.9	18 25.4	40 56.3	33 46.5	14 19.7	15 21.1	23 32.4	20 28.2	1 1.4	7 9.9	1 1.4
	医療的ケア	73 100.0	51 69.9	9 12.3	27 37.0	48 65.8	54 74.0	17 23.3	44 60.3	12 16.4	10 13.7	25 34.2	31 42.5	15 20.5	10 13.7	2 2.7	2 2.7
	発達障害	45 100.0	32 71.1	17 37.8	10 22.2	12 26.7	3 6.7	9 20.0	21 46.7	11 24.4	5 11.1	15 33.3	26 57.8	17 37.8	2 4.4	2 4.4	－ －
	特別支援学校・学級	104 100.0	79 76.0	42 40.4	50 48.1	39 37.5	14 13.5	49 47.1	73 70.2	57 54.8	19 18.3	53 51.0	50 48.1	56 53.8	4 3.8	2 1.9	2 1.9
	療育センター	90 100.0	67 74.4	15 16.7	26 28.9	23 25.6	9 10.0	47 52.2	49 54.4	40 44.4	9 10.0	28 31.1	44 48.9	47 52.2	4 4.4	3 3.3	－ －
	GH入居者	296 100.0	117 39.5	110 37.2	55 18.6	45 15.2	29 9.8	34 11.5	91 30.7	32 10.8	24 8.1	58 19.6	64 21.6	65 22.0	10 3.4	51 17.2	11 3.7
	施設入所者	73 100.0	31 42.5	28 38.4	34 46.6	12 16.4	9 12.3	24 32.9	14 19.2	1 1.4	2 2.7	26 35.6	34 46.6	26 35.6	4 5.5	7 9.6	7 9.6

		問14 あなたが生活する上で、心配なことや気がかりなことはありますか。（〇はいくつでも）																	
		全 体	身の回りの 介助・看護 をしてくれ る人がいな い	困ったこと について気 軽に相談し づらい	希望する障 害福祉サー ビスを受け づらい（事 業所・施設 やヘルパー の不足）	学校や保育 所・幼稚園 など、学び の場におけ る支援が受 けづらい	障害があっ ても安心し て生活でき る住まいの 場が少ない	障害のある 方が、老人 ホームなど の高齢者向 け施設に入 所しづらい	働くにあ たっての支 援が受けづ らい	必要な医療 やリハビリ が受けづら い	障害のある 方の権利を 守るための 制度が利用 しづらい （虐待防 止、差別解 消、成年後 見制度な ど）	障害に対す る地域・社 会の理解が 足りない	スポーツや 文化芸術活 動などがし づらい	公共施設、 公共交通機 関などが障 害により利 用しづらい （まちのパ リアフリー が足りな い）	必要な情報 にアクセス しづらい （情報面で のバリアフ リーが足り ない）	災害時に必 要な支援が 受けづらい	その他	特に心配な ことはない	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	328 8.7	959 25.5	503 13.4	171 4.6	710 18.9	310 8.3	485 12.9	341 9.1	367 9.8	743 19.8	300 8.0	516 13.7	465 12.4	727 19.4	255 6.8	958 25.5	262 7.0
	身体障害	1116 100.0	91 8.2	214 19.2	92 8.2	11 1.0	125 11.2	99 8.9	69 6.2	115 10.3	59 5.3	124 11.1	67 6.0	169 15.1	107 9.6	189 16.9	59 5.3	369 33.1	112 10.0
	知的障害	415 100.0	39 9.4	128 30.8	81 19.5	41 9.9	120 28.9	38 9.2	83 20.0	33 8.0	62 14.9	114 27.5	38 9.2	44 10.6	60 14.5	85 20.5	22 5.3	78 18.8	29 7.0
	精神障害	444 100.0	36 8.1	187 42.1	44 9.9	4 0.9	77 17.3	24 5.4	104 23.4	34 7.7	45 10.1	107 24.1	29 6.5	30 6.8	60 13.5	53 11.9	41 9.2	94 21.2	21 4.7
	自立支援医療	279 100.0	30 10.8	113 40.5	15 5.4	11 3.9	45 16.1	11 3.9	65 23.3	19 6.8	27 9.7	61 21.9	16 5.7	20 7.2	38 13.6	34 12.2	22 7.9	78 28.0	7 2.5
	特定疾患	354 100.0	34 9.6	79 22.3	14 4.0	1 0.3	28 7.9	20 5.6	38 10.7	26 7.3	12 3.4	30 8.5	17 4.8	49 13.8	41 11.6	56 15.8	22 6.2	117 33.1	28 7.9
	強度行動障害	276 100.0	31 11.2	55 19.9	82 29.7	10 3.6	99 35.9	44 15.9	26 9.4	31 11.2	61 22.1	89 32.2	39 14.1	41 14.9	32 11.6	98 35.5	27 9.8	33 12.0	14 5.1
	重症心身障害	117 100.0	17 14.5	20 17.1	46 39.3	6 5.1	37 31.6	15 12.8	2 1.7	19 16.2	17 14.5	27 23.1	11 9.4	55 47.0	19 16.2	50 42.7	14 12.0	8 6.8	6 5.1
	高次脳機能障害	71 100.0	3 4.2	17 23.9	6 8.5	2 2.8	13 18.3	4 5.6	22 31.0	6 8.5	5 7.0	16 22.5	8 11.3	11 15.5	8 11.3	12 16.9	4 5.6	17 23.9	1 1.4
	医療的ケア	73 100.0	4 5.5	13 17.8	31 42.5	20 27.4	26 35.6	7 9.6	5 6.8	18 24.7	14 19.2	22 30.1	7 9.6	27 37.0	20 27.4	37 50.7	8 11.0	4 5.5	3 4.1
	発達障害	45 100.0	1 2.2	13 28.9	7 15.6	3 6.7	12 26.7	3 6.7	8 17.8	5 11.1	9 20.0	15 33.3	11 24.4	4 8.9	10 22.2	13 28.9	3 6.7	10 22.2	- -
	特別支援学校・学級	104 100.0	20 19.2	45 43.3	38 36.5	18 17.3	41 39.4	11 10.6	29 27.9	12 11.5	18 17.3	40 38.5	18 17.3	19 18.3	28 26.9	36 34.6	7 6.7	8 7.7	1 1.0
	療育センター	90 100.0	5 5.6	21 23.3	17 18.9	39 43.3	24 26.7	5 5.6	11 12.2	5 5.6	9 10.0	31 34.4	13 14.4	19 21.1	15 16.7	16 17.8	9 10.0	9 10.0	2 2.2
	GH入居者	296 100.0	10 3.4	47 15.9	18 6.1	4 1.4	42 14.2	25 8.4	21 7.1	13 4.4	20 6.8	51 17.2	21 7.1	17 5.7	23 7.8	42 14.2	11 3.7	112 37.8	29 9.8
	施設入所者	73 100.0	6 8.2	6 8.2	11 15.1	1 1.4	20 27.4	4 5.5	1 1.4	5 6.8	8 11.0	16 21.9	4 5.5	11 15.1	4 5.5	6 8.2	6 8.2	21 28.8	9 12.3

		問17 次の相談窓口などについて、知っているもの、過去1年間に利用したことがあるものがあれば、それぞれの欄に○をつけてください。																											
		問17 知っている																											
		全 体	区役所	基幹相談支援センター	地域相談支援センター	指定特定相談支援事業所	指定障害児相談支援事業所	児童相談所	地域療育センター	子ども発達・相談センター（きつずサポート）	医療的ケア児・者等支援拠点	総合リハビリテーション推進センター（障害者更生相談所、精神保健福祉センター）	南部・中部・北部リハビリテーションセンター	れいんぼう川崎在宅支援室	高次脳障害地域活動支援センター	地域包括支援センター	発達相談支援センター	ひきこもり地域支援センター	かながわ難病・相談支援センター	視覚障害者情報文化センター	聴覚障害者情報文化センター	身体障害者福祉会館（身体障害者福祉センター）	川崎市社会福祉協議会	川崎市あんしんセンター（成年後見支援センター）	地域福祉情報バンク	障害者相談員・民生委員・児童委員	川崎市総合教育センター相談室	学校	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	2270 60.5	256 6.8	796 21.2	211 5.6	130 3.5	810 21.6	783 20.9	255 6.8	149 4.0	308 8.2	491 13.1	217 5.8	91 2.4	688 18.3	222 5.9	86 2.3	98 2.6	103 2.7	108 2.9	180 4.8	547 14.6	153 4.1	48 1.3	470 12.5	261 7.0	783 20.9	1031 27.5
	身体障害	1116 100.0	610 54.7	40 3.6	149 13.4	31 2.8	18 1.6	98 8.8	73 6.5	34 3.0	20 1.8	61 5.5	81 7.3	38 3.4	17 1.5	242 21.7	19 1.7	13 1.2	20 1.8	40 3.6	40 3.6	64 5.7	132 11.8	21 1.9	8 0.7	128 11.5	23 2.1	102 9.1	413 37.0
	知的障害	415 100.0	269 64.8	34 8.2	107 25.8	26 6.3	20 4.8	154 37.1	182 43.9	47 11.3	15 3.6	33 8.0	62 14.9	24 5.8	7 1.7	55 13.3	43 10.4	13 3.1	7 1.7	9 2.2	10 2.4	12 2.9	59 14.2	16 3.9	5 1.2	43 10.4	57 13.7	159 38.3	90 21.7
	精神障害	444 100.0	285 64.2	21 4.7	91 20.5	18 4.1	10 2.3	90 20.3	48 10.8	29 6.5	15 3.4	25 5.6	37 8.3	18 4.1	11 2.5	64 14.4	36 8.1	17 3.8	4 0.9	10 2.3	11 2.5	12 2.7	70 15.8	10 2.3	4 0.9	49 11.0	15 3.4	76 17.1	100 22.5
	自立支援医療	279 100.0	179 64.2	13 4.7	49 17.6	14 5.0	9 3.2	59 21.1	34 12.2	12 4.3	5 1.8	18 6.5	21 7.5	4 1.4	4 1.4	52 18.6	16 5.7	7 2.5	3 1.1	4 1.4	3 1.1	7 2.5	30 10.8	7 2.5	2 0.7	26 9.3	12 4.3	59 21.1	71 25.4
	特定疾患	354 100.0	200 56.5	8 2.3	54 15.3	10 2.8	7 2.0	58 16.4	26 7.3	18 5.1	7 2.0	15 4.2	19 5.4	7 2.0	5 1.4	89 25.1	11 3.1	8 2.3	42 11.9	11 3.1	8 2.3	14 4.0	46 13.0	14 4.0	6 1.7	44 12.4	16 4.5	50 14.1	123 34.7
	強度行動障害	276 100.0	167 60.5	37 13.4	92 33.3	39 14.1	20 7.2	80 29.0	107 38.8	26 9.4	14 5.1	33 12.0	49 17.8	15 5.4	6 2.2	48 17.4	24 8.7	4 1.4	4 1.4	4 1.4	4 1.4	9 3.3	63 22.8	20 7.2	3 1.1	55 19.9	31 11.2	60 21.7	60 21.7
	重症心身障害	117 100.0	85 72.6	26 22.2	45 38.5	12 10.3	10 8.5	43 36.8	53 45.3	9 7.7	25 21.4	27 23.1	54 46.2	34 29.1	1 0.9	35 29.9	9 7.7	2 1.7	2 1.7	4 3.4	3 2.6	18 15.4	41 35.0	8 6.8	1 0.9	30 25.6	18 15.4	46 39.3	15 12.8
	高次脳機能障害	71 100.0	53 74.6	8 11.3	16 22.5	2 2.8	2 2.8	18 25.4	13 18.3	8 11.3	2 2.8	11 15.5	48 67.6	28 39.4	21 29.6	12 16.9	4 5.6	4 5.6	2 2.8	4 5.6	3 4.2	6 8.5	9 12.7	5 7.0	2 2.8	10 14.1	5 7.0	27 38.0	6 8.5
	医療的ケア	73 100.0	51 69.9	8 11.0	31 42.5	3 4.1	3 4.1	31 42.5	45 61.6	7 9.6	25 34.2	28 38.4	32 43.8	14 19.2	2 2.7	16 21.9	3 4.1	－ －	－ －	1 1.4	3 4.1	6 8.2	20 27.4	1 1.4	1 1.4	12 16.4	11 15.1	22 30.1	4 5.5
	発達障害	45 100.0	31 68.9	7 15.6	14 31.1	4 8.9	4 8.9	18 40.0	24 53.3	8 17.8	3 6.7	6 13.3	12 26.7	3 6.7	2 4.4	10 22.2	15 33.3	2 4.4	1 2.2	－ －	1 2.2	4 8.9	8 17.8	4 8.9	1 2.2	8 17.8	11 24.4	15 33.3	6 13.3
	特別支援学校・学級	104 100.0	71 68.3	5 4.8	20 19.2	4 3.8	9 8.7	58 55.8	72 69.2	14 13.5	2 1.9	7 6.7	20 19.2	3 2.9	2 1.9	14 13.5	14 13.5	2 1.9	2 1.9	1 1.0	8 7.7	5 4.8	21 20.2	2 1.9	－ －	20 19.2	24 23.1	69 66.3	12 11.5
	療育センター	90 100.0	58 64.4	4 4.4	24 26.7	3 3.3	5 5.6	48 53.3	56 62.2	27 30.0	4 4.4	3 3.3	5 5.6	1 1.1	1 1.1	14 15.6	9 10.0	1 1.1	1 1.1	1 1.1	1 1.1	3 3.3	6 6.7	3 3.3	3 3.3	10 11.1	20 22.2	36 40.0	11 12.2
	GH入居者	296 100.0	175 59.1	34 11.5	87 29.4	39 13.2	9 3.0	41 13.9	34 11.5	11 3.7	8 2.7	33 11.1	37 12.5	18 6.1	5 1.7	25 8.4	13 4.4	9 3.0	6 2.0	9 3.0	9 3.0	12 4.1	31 10.5	33 11.1	8 2.7	27 9.1	13 4.4	51 17.2	88 29.7
	施設入所者	73 100.0	35 47.9	11 15.1	17 23.3	6 8.2	4 5.5	13 17.8	15 20.5	5 6.8	4 5.5	8 11.0	14 19.2	10 13.7	7 9.6	12 16.4	6 8.2	4 5.5	4 5.5	5 6.8	4 5.5	8 11.0	11 15.1	9 12.3	4 5.5	8 11.0	5 6.8	11 15.1	31 42.5

		問17 次の相談窓口などについて、知っているもの、過去1年間に利用したことがあるものがあれば、それぞれの欄に○をつけてください。																											
		問17 過去1年間に利用したことがある																											
		全 体	区役所	基幹相談支援センター	地域相談支援センター	指定特定相談支援事業所	指定障害児相談支援事業所	児童相談所	地域療育センター	子ども発達・相談センター（ぎっずサポート）	医療的ケア児・者等支援拠点	総合リハビリテーション推進センター（障害者更生相談所、精神保健福祉センター）	南部・中部・北部リハビリテーションセンター	れいんぼう川崎在宅支援室	高次脳障害地域活動支援センター	地域包括支援センター	発達相談支援センター	ひきこもり地域支援センター	かながわ難病・相談支援センター	視覚障害者情報文化センター	聴覚障害者情報文化センター	身体障害者福祉会館（身体障害者福祉センター）	川崎市社会福祉協議会	川崎市あんしんセンター（成年後見支援センター）	地域福祉情報バンク	障害者相談員・民生委員・児童委員	川崎市総合教育センター相談室	学校	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	1617 43.1	53 1.4	360 9.6	136 3.6	36 1.0	123 3.3	320 8.5	38 1.0	59 1.6	69 1.8	164 4.4	41 1.1	18 0.5	153 4.1	28 0.7	10 0.3	17 0.5	27 0.7	23 0.6	30 0.8	64 1.7	16 0.4	8 0.2	75 2.0	44 1.2	271 7.2	1720 45.8
	身体障害	1116 100.0	386 34.6	6 0.5	56 5.0	15 1.3	2 0.2	3 0.3	20 1.8	3 0.3	7 0.6	15 1.3	35 3.1	6 0.5	4 0.4	87 7.8	2 0.2	3 0.3	4 0.4	13 1.2	13 1.2	16 1.4	19 1.7	1 0.1	2 0.2	24 2.2	2 0.2	16 1.4	648 58.1
	知的障害	415 100.0	191 46.0	6 1.4	38 9.2	19 4.6	8 1.9	51 12.3	82 19.8	9 2.2	4 1.0	4 1.0	20 4.8	1 0.2	1 0.2	7 1.7	8 1.9	1 0.2	1 0.2	1 0.2	1 0.2	2 0.5	7 1.7	1 0.2	1 0.2	7 1.7	7 1.7	84 20.2	159 38.3
	精神障害	444 100.0	229 51.6	6 1.4	43 9.7	7 1.6	3 0.7	16 3.6	8 1.8	3 0.7	3 0.7	5 1.1	11 2.5	3 0.7	1 0.2	17 3.8	8 1.8	2 0.5	1 0.2	3 0.7	1 0.2	2 0.5	4 0.9	1 0.2	2 0.5	7 1.6	2 0.5	15 3.4	184 41.4
	自立支援医療	279 100.0	129 46.2	2 0.7	22 7.9	4 1.4	- -	4 1.4	7 2.5	2 0.7	1 0.4	2 0.7	4 1.4	2 0.7	1 0.4	9 3.2	2 0.7	1 0.4	2 0.7	2 0.7	1 0.4	1 0.4	5 1.8	2 0.7	- -	3 1.1	1 0.4	12 4.3	140 50.2
	特定疾患	354 100.0	109 30.8	3 0.8	20 5.6	6 1.7	2 0.6	- -	2 0.6	2 0.6	3 0.8	5 1.4	5 1.4	3 0.8	2 0.6	22 6.2	1 0.3	2 0.6	8 2.3	3 0.8	2 0.6	2 0.6	3 0.8	3 0.8	2 0.6	4 1.1	2 0.6	2 0.6	223 63.0
	強度行動障害	276 100.0	130 47.1	11 4.0	51 18.5	26 9.4	8 2.9	8 2.9	11 4.0	2 0.7	- -	3 1.1	8 2.9	- -	- -	2 0.7	1 0.4	- -	- -	- -	- -	- -	9 3.3	1 0.4	- -	11 4.0	4 1.4	10 3.6	108 39.1
	重症心身障害	117 100.0	64 54.7	5 4.3	22 18.8	6 5.1	5 4.3	4 3.4	28 23.9	1 0.9	13 11.1	5 4.3	14 12.0	4 3.4	1 0.9	3 2.6	1 0.9	1 0.9	1 0.9	1 0.9	1 0.9	3 2.6	6 5.1	1 0.9	1 0.9	8 6.8	3 2.6	22 18.8	27 23.1
	高次脳機能障害	71 100.0	42 59.2	2 2.8	12 16.9	1 1.4	- -	1 1.4	2 2.8	1 1.4	- -	3 4.2	42 59.2	14 19.7	8 11.3	- -	- -	- -	- -	1 1.4	- -	1 1.4	1 1.4	1 1.4	- -	1 1.4	- -	3 4.2	8 11.3
	医療的ケア	73 100.0	54 74.0	1 1.4	25 34.2	2 2.7	1 1.4	6 8.2	35 47.9	1 1.4	24 32.9	21 28.8	13 17.8	7 9.6	- -	1 1.4	- -	- -	- -	- -	- -	2 2.7	1 1.4	- -	- -	4 5.5	4 5.5	16 21.9	8 11.0
	発達障害	45 100.0	21 46.7	1 2.2	9 20.0	7 15.6	1 2.2	- -	6 13.3	- -	- -	1 2.2	2 4.4	- -	- -	1 2.2	5 11.1	- -	- -	- -	- -	- -	2 4.4	- -	- -	- -	1 2.2	10 22.2	11 24.4
	特別支援学校・学級	104 100.0	47 45.2	- -	5 4.8	2 1.9	4 3.8	11 10.6	37 35.6	3 2.9	- -	- -	1 1.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	4 3.8	- -	2 1.9	- -	- -	- -	6 5.8	65 62.5	22 21.2
	療育センター	90 100.0	55 61.1	- -	5 5.6	- -	- -	16 17.8	78 86.7	10 11.1	2 2.2	- -	2 2.2	- -	- -	1 1.1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1	- -	- -	- -	12 13.3	13 14.4	11 12.2
	GH入居者	296 100.0	142 48.0	10 3.4	47 15.9	39 13.2	2 0.7	3 1.0	2 0.7	1 0.3	2 0.7	5 1.7	5 1.7	1 0.3	- -	3 1.0	- -	- -	- -	2 0.7	- -	1 0.3	1 1	4 1.4	- -	6 2.0	- -	3 1.0	120 40.5
	施設入所者	73 100.0	16 21.9	- -	5 6.8	2 2.7	- -	- -	1 1.4	- -	- -	- -	2 2.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1.4	- -	- -	1 1	1 1.4	- -	- -	- -	- -	51 69.9

		問19 あなたが様々な相談をしやすいようになるためには、 どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）									
		全 体	サービス等 利用計画な どを作成す る指定特定 相談支援事 業所・指定 障害児相談 支援事業所 が増えるこ と	子どもの発 達や障害の ある子ども に関する相 談窓口の充 実（地域療 育センター や子ども発 達・相談セ ンターなど）	様々な相談 に対応する 総合的な相 談窓口の充 実（障害者 相談支援セ ンターなど）	どこで、ど のような相 談ができる かなど、相 談窓口の明 確化	権利擁護や 虐待対応な どに関する 相談窓口の 充実	地域リハビ リテーショ ンセンター による専門 的な支援	その他	特にない	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	778 20.7	497 13.2	1314 35.0	1951 52.0	236 6.3	462 12.3	181 4.8	618 16.5	283 7.5
	身体障害	1116 100.0	161 14.4	46 4.1	350 31.4	500 44.8	36 3.2	156 14.0	39 3.5	250 22.4	116 10.4
	知的障害	415 100.0	106 25.5	119 28.7	151 36.4	233 56.1	30 7.2	41 9.9	16 3.9	48 11.6	24 5.8
	精神障害	444 100.0	78 17.6	27 6.1	189 42.6	274 61.7	32 7.2	29 6.5	35 7.9	51 11.5	22 5.0
	自立支援医療	279 100.0	41 14.7	21 7.5	111 39.8	172 61.6	20 7.2	15 5.4	19 6.8	46 16.5	11 3.9
	特定疾患	354 100.0	47 13.3	18 5.1	89 25.1	215 60.7	11 3.1	47 13.3	12 3.4	63 17.8	21 5.9
	強度行動障害	276 100.0	105 38.0	42 15.2	130 47.1	135 48.9	30 10.9	35 12.7	11 4.0	24 8.7	26 9.4
	重症心身障害	117 100.0	47 40.2	25 21.4	54 46.2	71 60.7	9 7.7	39 33.3	10 8.5	4 3.4	6 5.1
	高次脳機能障害	71 100.0	7 9.9	2 2.8	25 35.2	34 47.9	4 5.6	19 26.8	3 4.2	10 14.1	4 5.6
	医療的ケア	73 100.0	25 34.2	30 41.1	38 52.1	44 60.3	6 8.2	21 28.8	8 11.0	2 2.7	2 2.7
	発達障害	45 100.0	14 31.1	14 31.1	22 48.9	34 75.6	7 15.6	4 8.9	4 8.9	2 4.4	－ －
	特別支援学校・学級	104 100.0	41 39.4	62 59.6	38 36.5	75 72.1	8 7.7	18 17.3	7 6.7	3 2.9	1 1.0
	療育センター	90 100.0	21 23.3	71 78.9	21 23.3	52 57.8	5 5.6	13 14.4	3 3.3	2 2.2	－ －
	GH入居者	296 100.0	64 21.6	15 5.1	68 23.0	87 29.4	27 9.1	19 6.4	10 3.4	99 33.4	38 12.8
	施設入所者	73 100.0	20 27.4	5 6.8	27 37.0	23 31.5	11 15.1	6 8.2	4 5.5	14 19.2	12 16.4

		問20 障害のある方の権利を守るための次の制度や法律等について、①知っていますか。（制度ごとに、○を1つずつつけてください） 成年後見制度					日常生活自立支援事業					障害者虐待通報・届出受付専用ダイヤル					障害者差別解消法					合理的配慮を求めることができること					②今後利用したいですか。（制度ごとに、○を1つずつつけてください） 成年後見制度					日常生活自立支援事業				
		全 体	内容を知っている	名前は知っているが、内容は知らない	知らない	無回答	全 体	内容を知っている	名前は知っているが、内容は知らない	知らない	無回答	全 体	内容を知っている	名前は知っているが、内容は知らない	知らない	無回答	全 体	内容を知っている	名前は知っているが、内容は知らない	知らない	無回答	全 体	内容を知っている	名前は知っているが、内容は知らない	知らない	無回答	全 体	利用したい	利用しない	分からない	無回答	全 体	利用したい	利用しない	分からない	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	1143 30.4	1251 33.3	1102 29.3	259 6.9	3755 100.0	430 11.5	873 23.2	2117 56.4	335 8.9	3755 100.0	328 8.7	636 16.9	2417 64.4	374 10.0	3755 100.0	355 9.5	634 16.9	2391 63.7	375 10.0	3755 100.0	479 12.8	444 11.8	2442 65.0	390 10.4	3755 100.0	570 15.2	692 18.4	1888 50.3	605 16.1	3755 100.0	503 13.4	462 12.3	2014 53.6	776 20.7
	身体障害	1116 100.0	322 28.9	356 31.9	308 27.6	130 11.6	1116 100.0	86 7.7	255 22.8	622 55.7	153 13.7	1116 100.0	62 5.6	152 13.6	728 65.2	174 15.6	1116 100.0	72 6.5	144 12.9	726 65.1	174 15.6	1116 100.0	76 6.8	86 7.7	771 69.1	183 16.4	1116 100.0	81 7.3	265 23.7	514 46.1	256 22.9	1116 100.0	83 7.4	158 14.2	559 50.1	316 28.3
	知的障害	415 100.0	116 28.0	137 33.0	149 35.9	13 3.1	415 100.0	51 12.3	96 23.1	241 58.1	27 6.5	415 100.0	49 11.8	68 16.4	270 65.1	28 6.7	415 100.0	52 12.5	70 16.9	263 63.4	30 7.2	415 100.0	60 14.5	82 19.8	239 57.6	34 8.2	415 100.0	105 25.3	46 11.1	225 54.2	39 9.4	415 100.0	88 21.2	30 7.2	236 56.9	61 14.7
	精神障害	444 100.0	110 24.8	163 36.7	149 33.6	22 5.0	444 100.0	67 15.1	93 20.9	263 59.2	21 4.7	444 100.0	34 7.7	75 16.9	310 69.8	25 5.6	444 100.0	42 9.5	93 20.9	285 64.2	24 5.4	444 100.0	79 17.8	60 13.5	282 63.5	23 5.2	444 100.0	31 7.0	117 26.4	236 53.2	60 13.5	444 100.0	67 15.1	74 16.7	239 53.8	64 14.4
	自立支援医療	279 100.0	69 24.7	104 37.3	97 34.8	9 3.2	279 100.0	31 11.1	59 21.1	180 64.5	9 3.2	279 100.0	21 7.5	42 15.1	204 73.1	12 4.3	279 100.0	21 7.5	43 15.4	204 73.1	11 3.9	279 100.0	45 16.1	33 11.8	190 68.1	11 3.9	279 100.0	25 9.0	71 25.4	159 57.0	24 8.6	279 100.0	39 14.0	49 17.6	159 57.0	32 11.5
	特定疾患	354 100.0	116 32.8	128 36.2	84 23.7	26 7.3	354 100.0	35 9.9	89 25.1	192 54.2	38 10.7	354 100.0	25 7.1	68 19.2	219 61.9	42 11.9	354 100.0	24 6.8	52 14.7	237 66.9	41 11.6	354 100.0	32 9.0	38 10.7	243 68.6	41 11.6	354 100.0	22 6.2	84 23.7	186 52.5	62 17.5	354 100.0	18 5.1	57 16.1	198 55.9	81 22.9
	強度行動障害	276 100.0	130 47.1	80 29.0	48 17.4	18 6.5	276 100.0	35 12.7	67 24.3	143 51.8	31 11.2	276 100.0	34 12.3	63 22.8	150 54.3	29 10.5	276 100.0	35 12.7	61 22.1	149 54.0	31 11.2	276 100.0	43 15.6	36 13.0	167 60.5	30 10.9	276 100.0	91 33.0	18 6.5	121 43.8	46 16.7	276 100.0	64 23.2	11 4.0	138 50.0	63 22.8
	重症心身障害	117 100.0	66 56.4	40 34.2	7 6.0	4 3.4	117 100.0	24 20.5	43 36.8	43 36.8	7 6.0	117 100.0	26 22.2	27 23.1	55 47.0	9 7.7	117 100.0	24 20.5	31 26.5	54 46.2	8 6.8	117 100.0	23 19.7	17 14.5	68 58.1	9 7.7	117 100.0	44 37.6	14 12.0	46 39.3	13 11.1	117 100.0	24 20.5	16 13.7	55 47.0	22 18.8
	高次脳機能障害	71 100.0	14 19.7	20 28.2	35 49.3	2 2.8	71 100.0	11 15.5	18 25.4	41 57.7	1 1.4	71 100.0	4 5.6	11 15.5	52 73.2	4 5.6	71 100.0	2 2.8	12 16.9	53 74.6	4 5.6	71 100.0	5 7.0	9 12.7	53 74.6	4 5.6	71 100.0	6 8.5	13 18.3	42 59.2	10 14.1	71 100.0	8 11.3	8 11.3	46 64.8	9 12.7
	医療的ケア	73 100.0	22 30.1	36 49.3	14 19.2	1 1.4	73 100.0	12 16.4	22 30.1	37 50.7	2 2.7	73 100.0	10 13.7	14 19.2	47 64.4	2 2.7	73 100.0	15 20.5	20 27.4	36 49.3	2 2.7	73 100.0	18 24.7	13 17.8	40 54.8	2 2.7	73 100.0	15 20.5	10 13.7	44 60.3	4 5.5	73 100.0	12 16.4	11 15.1	42 57.5	8 11.0
	発達障害	45 100.0	17 37.8	16 35.6	12 26.7	- -	45 100.0	7 15.6	12 26.7	26 57.8	- -	45 100.0	7 15.6	13 28.9	25 55.6	- -	45 100.0	11 24.4	14 31.1	20 44.4	- -	45 100.0	16 35.6	8 17.8	20 44.4	1 2.2	45 100.0	10 22.2	7 15.6	25 55.6	3 6.7	45 100.0	7 15.6	6 13.3	29 64.4	3 6.7
	特別支援学校・学級	104 100.0	35 33.7	43 41.3	23 22.1	3 2.9	104 100.0	10 9.6	37 35.6	53 51.0	4 3.8	104 100.0	10 9.6	25 24.0	64 61.5	5 4.8	104 100.0	16 15.4	33 31.7	51 49.0	4 3.8	104 100.0	30 28.8	16 15.4	54 51.9	4 3.8	104 100.0	36 34.6	8 7.7	53 51.0	7 6.7	104 100.0	35 33.7	9 8.7	49 47.1	11 10.6
	療育センター	90 100.0	26 28.9	39 43.3	25 27.8	- -	90 100.0	7 7.8	28 31.1	55 61.1	- -	90 100.0	9 10.0	23 25.6	58 64.4	- -	90 100.0	9 10.0	15 16.7	66 73.3	- -	90 100.0	15 16.7	19 21.1	56 62.2	- -	90 100.0	22 24.4	7 7.8	57 63.3	4 4.4	90 100.0	21 23.3	5 5.6	58 64.4	6 6.7
	GH入居者	296 100.0	75 25.3	78 26.4	120 40.5	23 7.8	296 100.0	41 13.9	46 15.5	177 59.8	32 10.8	296 100.0	28 9.5	46 15.5	188 63.5	34 11.5	296 100.0	27 9.1	37 12.5	197 66.6	35 11.8	296 100.0	30 10.1	23 7.8	206 69.6	37 12.5	296 100.0	67 22.6	28 9.5	141 47.6	60 20.3	296 100.0	30 10.1	25 8.4	162 54.7	79 26.7
	施設入所者	73 100.0	24 32.9	10 13.7	31 42.5	8 11.0	73 100.0	13 17.8	8 11.0	42 57.5	10 13.7	73 100.0	9 12.3	9 12.3	45 61.6	10 13.7	73 100.0	5 6.8	9 12.3	48 65.8	11 15.1	73 100.0	7 9.6	4 5.5	51 69.9	11 15.1	73 100.0	15 20.5	4 5.5	37 50.7	17 23.3	73 100.0	7 9.6	3 4.1	42 57.5	21 28.8

		問21 あなたは、成年後見制度の利用を検討する場合、どこに相談しますか。（〇は いくつでも）							
		全 体	区役所	障害者相談 支援セン ター	川崎市あん しんセン ター（成年 後見支援セ ンター）	法テラス	分からない	その他	無回答
調 査 対 象 別	全 体	3755 100.0	1555 41.4	548 14.6	449 12.0	199 5.3	1287 34.3	223 5.9	288 7.7
	身体障害	1116 100.0	474 42.5	113 10.1	102 9.1	50 4.5	351 31.5	64 5.7	130 11.6
	知的障害	415 100.0	165 39.8	79 19.0	55 13.3	12 2.9	166 40.0	16 3.9	19 4.6
	精神障害	444 100.0	213 48.0	51 11.5	30 6.8	41 9.2	160 36.0	21 4.7	23 5.2
	自立支援医 療	279 100.0	129 46.2	23 8.2	24 8.6	23 8.2	112 40.1	10 3.6	9 3.2
	特定疾患	354 100.0	159 44.9	23 6.5	50 14.1	22 6.2	110 31.1	17 4.8	33 9.3
	強度行動障 害	276 100.0	95 34.4	80 29.0	62 22.5	14 5.1	73 26.4	31 11.2	24 8.7
	重症心身障 害	117 100.0	40 34.2	39 33.3	21 17.9	－ －	38 32.5	10 8.5	6 5.1
	高次脳機能 障害	71 100.0	27 38.0	9 12.7	13 18.3	6 8.5	27 38.0	4 5.6	3 4.2
	医療的ケア	73 100.0	27 37.0	21 28.8	11 15.1	2 2.7	26 35.6	4 5.5	3 4.1
	発達障害	45 100.0	17 37.8	10 22.2	12 26.7	3 6.7	19 42.2	2 4.4	1 2.2
	特別支援学 校・学級	104 100.0	52 50.0	15 14.4	18 17.3	8 7.7	38 36.5	3 2.9	3 2.9
	療育セン ター	90 100.0	43 47.8	13 14.4	14 15.6	5 5.6	35 38.9	2 2.2	1 1.1
	GH入居者	296 100.0	88 29.7	62 20.9	27 9.1	7 2.4	103 34.8	32 10.8	26 8.8
	施設入所者	73 100.0	24 32.9	10 13.7	10 13.7	6 8.2	29 39.7	7 9.6	7 9.6

		問25－1　あなたの外出の頻度はどのくらいですか。（○は1つ）※ここで言う外出とは、通勤・通学・通院などを含みます。							問25－2　外出に際して、他の人の付き添い（家族・福祉サービス、送迎含む）をどの程度必要としていますか。（○は1つ）						問25－3　主にどこに外出していますか。（○はいくつでも）											
		全　体	ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～3回	ほとんど外出しない	無回答	全　体	必ず他の人の付き添いが必要	ほとんど付き添いが必要	ときどき付き添いが必要	概ね付き添い無しで外出する	無回答	全　体	職場	保育所・幼稚園	学校	障害福祉施設（通所事業所、地域療育センター、地域活動支援センターなど）	医療機関、リハビリ施設	買い物・飲食店	散歩、公園など	家族・親族・知人などの家	その他	特に外出はしない	無回答
調査対象別	全　体	3755 100.0	1968 52.4	654 17.4	505 13.4	301 8.0	244 6.5	83 2.2	3755 100.0	1157 30.8	249 6.6	491 13.1	1715 45.7	143 3.8	3755 100.0	891 23.7	158 4.2	396 10.5	1087 28.9	1523 40.6	2425 64.6	1409 37.5	606 16.1	339 9.0	80 2.1	72 1.9
	身体障害	1116 100.0	372 33.3	263 23.6	217 19.4	115 10.3	110 9.9	39 3.5	1116 100.0	256 22.9	88 7.9	135 12.1	580 52.0	57 5.1	1116 100.0	213 19.1	6 0.5	30 2.7	113 10.1	554 49.6	721 64.6	420 37.6	155 13.9	98 8.8	44 3.9	27 2.4
	知的障害	415 100.0	334 80.5	41 9.9	16 3.9	9 2.2	9 2.2	6 1.4	415 100.0	139 33.5	33 8.0	70 16.9	156 37.6	17 4.1	415 100.0	116 28.0	46 11.1	127 30.6	169 40.7	87 21.0	257 61.9	156 37.6	76 18.3	42 10.1	3 0.7	7 1.7
	精神障害	444 100.0	195 43.9	96 21.6	84 18.9	36 8.1	28 6.3	5 1.1	444 100.0	27 6.1	28 6.3	73 16.4	305 68.7	11 2.5	444 100.0	149 33.6	9 2.0	17 3.8	79 17.8	207 46.6	320 72.1	144 32.4	59 13.3	56 12.6	7 1.6	8 1.8
	自立支援医療	279 100.0	133 47.7	44 15.8	53 19.0	29 10.4	20 7.2	－ －	279 100.0	18 6.5	12 4.3	36 12.9	205 73.5	8 2.9	279 100.0	109 39.1	4 1.4	15 5.4	37 13.3	122 43.7	206 73.8	94 33.7	45 16.1	31 11.1	3 1.1	－ －
	特定疾患	354 100.0	156 44.1	67 18.9	64 18.1	29 8.2	27 7.6	11 3.1	354 100.0	60 16.9	17 4.8	35 9.9	224 63.3	18 5.1	354 100.0	133 37.6	9 2.5	7 2.0	20 5.6	164 46.3	241 68.1	126 35.6	55 15.5	23 6.5	8 2.3	6 1.7
	強度行動障害	276 100.0	200 72.5	27 9.8	5 1.8	28 10.1	10 3.6	6 2.2	276 100.0	202 73.2	22 8.0	27 9.8	19 6.9	6 2.2	276 100.0	27 9.8	6 2.2	25 9.1	186 67.4	94 34.1	164 59.4	118 42.8	41 14.9	24 8.7	3 1.1	9 3.3
	重症心身障害	117 100.0	68 58.1	20 17.1	9 7.7	4 3.4	16 13.7	－ －	117 100.0	107 91.5	6 5.1	－ －	2 1.7	2 1.7	117 100.0	7 6.0	1 0.9	29 24.8	80 68.4	47 40.2	35 29.9	50 42.7	15 12.8	8 6.8	4 3.4	－ －
	高次脳機能障害	71 100.0	37 52.1	21 29.6	10 14.1	－ －	1 1.4	2 2.8	71 100.0	12 16.9	7 9.9	15 21.1	36 50.7	1 1.4	71 100.0	14 19.7	3 4.2	3 4.2	59 83.1	35 49.3	41 57.7	24 33.8	13 18.3	6 8.5	－ －	1 1.4
	医療的ケア	73 100.0	37 50.7	14 19.2	8 11.0	5 6.8	7 9.6	2 2.7	73 100.0	65 89.0	2 2.7	2 2.7	2 2.7	2 2.7	73 100.0	1 1.4	10 13.7	23 31.5	39 53.4	48 65.8	26 35.6	25 34.2	13 17.8	2 2.7	4 5.5	3 4.1
	発達障害	45 100.0	33 73.3	9 20.0	3 6.7	－ －	－ －	－ －	45 100.0	12 26.7	2 4.4	9 20.0	22 48.9	－ －	45 100.0	12 26.7	－ －	9 20.0	24 53.3	10 22.2	35 77.8	19 42.2	5 11.1	6 13.3	－ －	－ －
	特別支援学校・学級	104 100.0	98 94.2	3 2.9	－ －	2 1.9	1 1.0	－ －	104 100.0	51 49.0	13 12.5	17 16.3	21 20.2	2 1.9	104 100.0	3 2.9	4 3.8	100 96.2	40 38.5	20 19.2	56 53.8	41 39.4	22 21.2	8 7.7	－ －	－ －
	療育センター	90 100.0	83 92.2	6 6.7	1 1.1	－ －	－ －	－ －	90 100.0	80 88.9	1 1.1	1 1.1	7 7.8	1 1.1	90 100.0	3 3.3	59 65.6	11 12.2	66 73.3	17 18.9	52 57.8	48 53.3	20 22.2	4 4.4	－ －	－ －
	GH入居者	296 100.0	216 73.0	39 13.2	18 6.1	13 4.4	3 1.0	7 2.4	296 100.0	66 22.3	14 4.7	68 23.0	135 45.6	13 4.4	296 100.0	101 34.1	1 0.3	－ －	171 57.8	95 32.1	220 74.3	97 32.8	71 24.0	25 8.4	－ －	6 2.0
	施設入所者	73 100.0	5 6.8	3 4.1	17 23.3	31 42.5	12 16.4	5 6.8	73 100.0	61 83.6	4 5.5	2 2.7	1 1.4	5 6.8	73 100.0	2 2.7	－ －	－ －	3 4.1	22 30.1	50 68.5	47 64.4	15 20.5	6 8.2	4 5.5	5 6.8

		問25－4 外出したときに困ることは、どのくらいありますか。（○は1つ）						問25－5 あなたが外出しやすくなるためには、どのようなことを充実していく必要があると思いますか。（○はいくつでも）														
		全 体	よくある	ときどきある	ほとんどない	ない	無回答	全 体	区役所や図書館などの公共施設のバリアフリー対応（障害のある方の利用に配慮した設備など）	店舗など身近な建物のバリアフリー対応（障害のある方の利用に配慮した設備など）	道路のバリアフリー対応（歩道の段差解消や点字ブロックなど）	バスや鉄道などの公共交通機関のバリアフリー対応	公園・緑地のバリアフリー対応（入りやすい出入口、散策しやすい園路など）	まちの中で休憩できるイスや、障害のある方が利用しやすいトイレ	わかりやすい案内標示（道路や建物の中など）	まちのバリアフリー情報（バリアフリーマップなど）	市民や交通機関の職員などの理解・協力	外出時の介助者の支援	交通費の支援（ふれあいフリーパス、タクシー利用券など）	その他	特にない	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	591 15.7	1286 34.2	920 24.5	761 20.3	197 5.2	3755 100.0	637 17.0	923 24.6	919 24.5	882 23.5	541 14.4	1490 39.7	733 19.5	415 11.1	1054 28.1	836 22.3	1640 43.7	183 4.9	607 16.2	207 5.5
	身体障害	1116 100.0	147 13.2	370 33.2	289 25.9	212 19.0	98 8.8	1116 100.0	216 19.4	304 27.2	357 32.0	297 26.6	158 14.2	480 43.0	175 15.7	120 10.8	202 18.1	165 14.8	466 41.8	55 4.9	165 14.8	81 7.3
	知的障害	415 100.0	55 13.3	159 38.3	119 28.7	68 16.4	14 3.4	415 100.0	59 14.2	90 21.7	69 16.6	84 20.2	56 13.5	133 32.0	111 26.7	45 10.8	153 36.9	112 27.0	178 42.9	15 3.6	72 17.3	22 5.3
	精神障害	444 100.0	52 11.7	158 35.6	113 25.5	108 24.3	13 2.9	444 100.0	43 9.7	48 10.8	50 11.3	63 14.2	24 5.4	152 34.2	97 21.8	25 5.6	111 25.0	39 8.8	233 52.5	32 7.2	81 18.2	20 4.5
	自立支援医療	279 100.0	27 9.7	71 25.4	79 28.3	95 34.1	7 2.5	279 100.0	28 10.0	41 14.7	43 15.4	48 17.2	18 6.5	97 34.8	59 21.1	20 7.2	61 21.9	28 10.0	128 45.9	13 4.7	74 26.5	7 2.5
	特定疾患	354 100.0	41 11.6	95 26.8	81 22.9	116 32.8	21 5.9	354 100.0	62 17.5	98 27.7	116 32.8	93 26.3	56 15.8	173 48.9	56 15.8	42 11.9	66 18.6	41 11.6	125 35.3	10 2.8	65 18.4	24 6.8
	強度行動障害	276 100.0	82 29.7	118 42.8	44 15.9	19 6.9	13 4.7	276 100.0	43 15.6	66 23.9	47 17.0	62 22.5	38 13.8	103 37.3	44 15.9	32 11.6	131 47.5	154 55.8	131 47.5	9 3.3	26 9.4	15 5.4
	重症心身障害	117 100.0	49 41.9	53 45.3	7 6.0	3 2.6	5 4.3	117 100.0	48 41.0	79 67.5	75 64.1	62 53.0	57 48.7	72 61.5	18 15.4	35 29.9	50 42.7	62 53.0	50 42.7	15 12.8	3 2.6	6 5.1
	高次脳機能障害	71 100.0	12 16.9	27 38.0	18 25.4	13 18.3	1 1.4	71 100.0	18 25.4	29 40.8	31 43.7	23 32.4	13 18.3	34 47.9	13 18.3	10 14.1	31 43.7	15 21.1	39 54.9	－ －	9 12.7	1 1.4
	医療的ケア	73 100.0	30 41.1	26 35.6	9 12.3	5 6.8	3 4.1	73 100.0	26 35.6	39 53.4	37 50.7	33 45.2	33 45.2	43 58.9	14 19.2	25 34.2	32 43.8	35 47.9	31 42.5	8 11.0	5 6.8	3 4.1
	発達障害	45 100.0	4 8.9	18 40.0	13 28.9	10 22.2	－ －	45 100.0	11 24.4	9 20.0	10 22.2	10 22.2	6 13.3	18 40.0	17 37.8	8 17.8	23 51.1	12 26.7	19 42.2	2 4.4	4 8.9	－ －
	特別支援学校・学級	104 100.0	29 27.9	38 36.5	27 26.0	10 9.6	－ －	104 100.0	15 14.4	23 22.1	16 15.4	18 17.3	12 11.5	29 27.9	34 32.7	8 7.7	55 52.9	40 38.5	43 41.3	10 9.6	13 12.5	2 1.9
	療育センター	90 100.0	30 33.3	40 44.4	11 12.2	7 7.8	2 2.2	90 100.0	23 25.6	32 35.6	18 20.0	34 37.8	31 34.4	43 47.8	25 27.8	12 13.3	41 45.6	26 28.9	45 50.0	2 2.2	6 6.7	2 2.2
	GH入居者	296 100.0	21 7.1	79 26.7	98 33.1	85 28.7	13 4.4	296 100.0	32 10.8	48 16.2	37 12.5	42 14.2	27 9.1	80 27.0	57 19.3	23 7.8	72 24.3	67 22.6	134 45.3	8 2.7	76 25.7	16 5.4
	施設入所者	73 100.0	12 16.4	32 43.8	12 16.4	10 13.7	7 9.6	73 100.0	13 17.8	17 23.3	13 17.8	13 17.8	12 16.4	32 43.8	12 16.4	10 13.7	25 34.2	40 54.8	16 21.9	4 5.5	8 11.0	8 11.0

		問26－１　あなたは、過去１年間で、どのくらいの頻度で運動・スポーツをしていますか。行ったすべてのスポーツについて合計してお答えください。（〇は１つ）									問26－２　あなたが運動・スポーツを行わない理由は何ですか。（〇はいくつでも）										
		全　体	週に５日以上	週に３～４日	週に１～２日	月に１～３日	３か月に１～２日	年に１～３日	まったく行っていない	無回答	全　体	スポーツ施設の情報が不足している	スポーツができる場所が近くにならない	スポーツ施設のバリアフリー化やサポート体制が不足している	施設の利用日時が限られている	指導者・サポートする人の不足	一緒に活動する仲間づくりが難しい	お金がかかる	スポーツに興味がない	その他	無回答
調査対象別	全　体	3755 100.0	380 10.1	454 12.1	711 18.9	351 9.3	103 2.7	126 3.4	1471 39.2	159 4.2	1471 100.0	103 7.0	186 12.6	62 4.2	69 4.7	126 8.6	196 13.3	292 19.9	517 35.1	531 36.1	52 3.5
	身体障害	1116 100.0	92 8.2	127 11.4	194 17.4	79 7.1	21 1.9	27 2.4	512 45.9	64 5.7	512 100.0	39 7.6	73 14.3	25 4.9	24 4.7	29 5.7	62 12.1	68 13.3	140 27.3	229 44.7	23 4.5
	知的障害	415 100.0	51 12.3	69 16.6	109 26.3	33 8.0	10 2.4	12 2.9	114 27.5	17 4.1	114 100.0	13 11.4	13 11.4	6 5.3	7 6.1	14 12.3	27 23.7	32 28.1	49 43.0	22 19.3	6 5.3
	精神障害	444 100.0	37 8.3	40 9.0	78 17.6	53 11.9	12 2.7	20 4.5	187 42.1	17 3.8	187 100.0	9 4.8	29 15.5	2 1.1	8 4.3	11 5.9	34 18.2	80 42.8	79 42.2	45 24.1	4 2.1
	自立支援医療	279 100.0	30 10.8	25 9.0	54 19.4	32 11.5	12 4.3	13 4.7	108 38.7	5 1.8	108 100.0	7 6.5	16 14.8	－ －	2 1.9	4 3.7	13 12.0	48 44.4	50 46.3	26 24.1	1 0.9
	特定疾患	354 100.0	29 8.2	45 12.7	65 18.4	32 9.0	12 3.4	13 3.7	145 41.0	13 3.7	145 100.0	10 6.9	18 12.4	4 2.8	8 5.5	3 2.1	11 7.6	29 20.0	44 30.3	67 46.2	5 3.4
	強度行動障害	276 100.0	28 10.1	30 10.9	56 20.3	45 16.3	12 4.3	7 2.5	90 32.6	8 2.9	90 100.0	7 7.8	14 15.6	6 6.7	7 7.8	30 33.3	17 18.9	5 5.6	29 32.2	29 32.2	1 1.1
	重症心身障害	117 100.0	3 2.6	8 6.8	17 14.5	8 6.8	1 0.9	7 6.0	66 56.4	7 6.0	66 100.0	5 7.6	8 12.1	8 12.1	3 4.5	11 16.7	6 9.1	2 3.0	9 13.6	39 59.1	3 4.5
	高次脳機能障害	71 100.0	10 14.1	10 14.1	10 14.1	11 15.5	6 8.5	2 2.8	20 28.2	2 2.8	20 100.0	2 10.0	3 15.0	1 5.0	－ －	3 15.0	3 15.0	2 10.0	7 35.0	9 45.0	－ －
	医療的ケア	73 100.0	5 6.8	7 9.6	13 17.8	7 9.6	－ －	－ －	39 53.4	2 2.7	39 100.0	1 2.6	1 2.6	5 12.8	1 2.6	4 10.3	－ －	－ －	4 10.3	31 79.5	1 2.6
	発達障害	45 100.0	－ －	6 13.3	17 37.8	10 22.2	3 6.7	3 6.7	5 11.1	1 2.2	5 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 20.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	－ －
	特別支援学校・学級	104 100.0	25 24.0	32 30.8	31 29.8	5 4.8	－ －	1 1.0	9 8.7	1 1.0	9 100.0	1 11.1	1 11.1	1 11.1	－ －	1 11.1	1 11.1	1 11.1	4 44.4	1 11.1	2 22.2
	療育センター	90 100.0	20 22.2	26 28.9	20 22.2	5 5.6	4 4.4	1 1.1	13 14.4	1 1.1	13 100.0	1 7.7	1 7.7	－ －	－ －	－ －	1 7.7	1 7.7	6 46.2	6 46.2	－ －
	GH入居者	296 100.0	39 13.2	21 7.1	37 12.5	23 7.8	8 2.7	15 5.1	139 47.0	14 4.7	139 100.0	6 4.3	7 5.0	2 1.4	6 4.3	7 5.0	14 10.1	21 15.1	88 63.3	18 12.9	5 3.6
	施設入所者	73 100.0	11 15.1	7 9.6	10 13.7	8 11.0	2 2.7	5 6.8	23 31.5	7 9.6	23 100.0	2 8.7	2 8.7	2 8.7	3 13.0	9 39.1	5 21.7	2 8.7	6 26.1	7 30.4	1 4.3

		問26- 3 これまでに行った運動・スポーツ														問26- 3 今後行いたい運動・スポーツ													
		全 体	水泳	陸上競技	サッカー、フットサル（ブラインドサッカーなどを含む）	野球、ソフトボール	バスケットボール（車いすバスケットなどを含む）	卓球（サウンドテーブルテニスなどを含む）	ボウリング	ポッチャ	運動器具（トレーニングマシンなど）を使ってする運動	ウォーキング、ジョギング	ラジオ体操、ダンス、ヨガ、ストレッチなどの軽運動	その他	無回答	全 体	水泳	陸上競技	サッカー、フットサル（ブラインドサッカーなどを含む）	野球、ソフトボール	バスケットボール（車いすバスケットなどを含む）	卓球（サウンドテーブルテニスなどを含む）	ボウリング	ポッチャ	運動器具（トレーニングマシンなど）を使ってする運動	ウォーキング、ジョギング	ラジオ体操、ダンス、ヨガ、ストレッチなどの軽運動	その他	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	648 17.3	210 5.6	188 5.0	167 4.4	134 3.6	262 7.0	471 12.5	392 10.4	394 10.5	1274 33.9	1102 29.3	200 5.3	1607 42.8	3755 100.0	478 12.7	137 3.6	155 4.1	125 3.3	112 3.0	190 5.1	270 7.2	235 6.3	370 9.9	719 19.1	720 19.2	151 4.0	2209 58.8
	身体障害	1116 100.0	101 9.1	25 2.2	19 1.7	30 2.7	14 1.3	51 4.6	50 4.5	42 3.8	111 9.9	300 26.9	223 20.0	56 5.0	615 55.1	1116 100.0	71 6.4	12 1.1	18 1.6	16 1.4	12 1.1	32 2.9	36 3.2	39 3.5	102 9.1	174 15.6	154 13.8	36 3.2	760 68.1
	知的障害	415 100.0	123 29.6	56 13.5	60 14.5	32 7.7	36 8.7	46 11.1	93 22.4	86 20.7	31 7.5	149 35.9	149 35.9	28 6.7	129 31.1	415 100.0	81 19.5	30 7.2	30 7.2	21 5.1	23 5.5	24 5.8	43 10.4	39 9.4	34 8.2	70 16.9	69 16.6	22 5.3	223 53.7
	精神障害	444 100.0	79 17.8	23 5.2	22 5.0	21 4.7	13 2.9	41 9.2	60 13.5	20 4.5	64 14.4	181 40.8	136 30.6	22 5.0	174 39.2	444 100.0	60 13.5	16 3.6	20 4.5	16 3.6	11 2.5	30 6.8	32 7.2	16 3.6	70 15.8	104 23.4	114 25.7	26 5.9	228 51.4
	自立支援医療	279 100.0	43 15.4	9 3.2	11 3.9	12 4.3	8 2.9	22 7.9	39 14.0	10 3.6	42 15.1	107 38.4	102 36.6	25 9.0	98 35.1	279 100.0	45 16.1	13 4.7	15 5.4	12 4.3	10 3.6	22 7.9	23 8.2	20 7.2	44 15.8	71 25.4	68 24.4	16 5.7	140 50.2
	特定疾患	354 100.0	34 9.6	11 3.1	10 2.8	17 4.8	6 1.7	22 6.2	29 8.2	7 2.0	58 16.4	138 39.0	104 29.4	10 2.8	158 44.6	354 100.0	37 10.5	7 2.0	7 2.0	7 2.0	7 2.0	14 4.0	16 4.5	9 2.5	36 10.2	69 19.5	81 22.9	7 2.0	205 57.9
	強度行動障害	276 100.0	59 21.4	16 5.8	10 3.6	10 3.6	9 3.3	9 3.3	52 18.8	52 18.8	18 6.5	113 40.9	90 32.6	5 1.8	101 36.6	276 100.0	38 13.8	12 4.3	10 3.6	8 2.9	10 3.6	10 3.6	32 11.6	32 11.6	21 7.6	80 29.0	59 21.4	5 1.8	141 51.1
	重症心身障害	117 100.0	21 17.9	- -	- -	- -	1 0.9	2 1.7	11 9.4	34 29.1	4 3.4	10 8.5	29 24.8	3 2.6	65 55.6	117 100.0	16 13.7	1 0.9	- -	1 0.9	1 0.9	1 0.9	8 6.8	16 13.7	3 2.6	7 6.0	19 16.2	3 2.6	84 71.8
	高次脳機能障害	71 100.0	9 12.7	2 2.8	5 7.0	4 5.6	4 5.6	9 12.7	9 12.7	31 43.7	22 31.0	27 38.0	39 54.9	9 12.7	21 29.6	71 100.0	12 16.9	2 2.8	6 8.5	5 7.0	3 4.2	7 9.9	10 14.1	7 9.9	10 14.1	21 29.6	21 29.6	6 8.5	29 40.8
	医療的ケア	73 100.0	17 23.3	3 4.1	4 5.5	- -	3 4.1	2 2.7	7 9.6	17 23.3	2 2.7	7 9.6	11 15.1	3 4.1	42 57.5	73 100.0	13 17.8	4 5.5	4 5.5	3 4.1	4 5.5	5 6.8	8 11.0	5 6.8	4 5.5	7 9.6	14 19.2	3 4.1	50 68.5
	発達障害	45 100.0	18 40.0	2 4.4	4 8.9	3 6.7	2 4.4	13 28.9	8 17.8	7 15.6	4 8.9	20 44.4	21 46.7	6 13.3	6 13.3	45 100.0	13 28.9	3 6.7	3 6.7	3 6.7	1 2.2	10 22.2	6 13.3	6 13.3	9 20.0	13 28.9	14 31.1	5 11.1	18 40.0
	特別支援学校・学級	104 100.0	57 54.8	36 34.6	24 23.1	17 16.3	16 15.4	8 7.7	34 32.7	27 26.0	10 9.6	51 49.0	45 43.3	8 7.7	17 16.3	104 100.0	34 32.7	10 9.6	17 16.3	9 8.7	10 9.6	12 11.5	10 9.6	16 15.4	10 9.6	22 21.2	20 19.2	5 4.8	46 44.2
	療育センター	90 100.0	32 35.6	7 7.8	2 2.2	1 1.1	3 3.3	4 4.4	9 10.0	7 7.8	5 5.6	32 35.6	21 23.3	7 7.8	36 40.0	90 100.0	30 33.3	13 14.4	14 15.6	8 8.9	7 7.8	6 6.7	11 12.2	8 8.9	7 7.8	14 15.6	20 22.2	2 2.2	42 46.7
	GH入居者	296 100.0	41 13.9	20 6.8	16 5.4	20 6.8	17 5.7	31 10.5	64 21.6	47 15.9	20 6.8	108 36.5	102 34.5	17 5.7	116 39.2	296 100.0	20 6.8	13 4.4	10 3.4	15 5.1	11 3.7	16 5.4	31 10.5	19 6.4	18 6.1	51 17.2	51 17.2	12 4.1	192 64.9
	施設入所者	73 100.0	14 19.2	- -	1 1.4	- -	2 2.7	2 2.7	6 8.2	5 6.8	3 4.1	31 42.5	29 39.7	1 1.4	28 38.4	73 100.0	6 8.2	1 1.4	1 1.4	1 1.4	2 2.7	1 1.4	4 5.5	3 4.1	1 1.4	15 20.5	14 19.2	2 2.7	51 69.9

		問26- 4 現在利用している場所												問26- 4 今後利用したい場所											
		全 体	自分の家や 庭	近所の空地 や道路	公園・広場	学校の体育 施設	公共のス ポーツ施設	スポーツ施 設以外の公 共施設（市 民館など）	障害者専用 のスポーツ 施設	民間のス ポーツ施設	山、川、海 など	その他	無回答	全 体	自分の家や 庭	近所の空地 や道路	公園・広場	学校の体育 施設	公共のス ポーツ施設	スポーツ施 設以外の公 共施設（市 民館など）	障害者専用 のスポーツ 施設	民間のス ポーツ施設	山、川、海 など	その他	無回答
調 査 対 象 別	全 体	3755 100.0	839 22.3	498 13.3	665 17.7	310 8.3	292 7.8	111 3.0	125 3.3	227 6.0	256 6.8	240 6.4	1792 47.7	3755 100.0	438 11.7	340 9.1	502 13.4	242 6.4	560 14.9	298 7.9	367 9.8	391 10.4	363 9.7	158 4.2	2241 59.7
	身体障害	1116 100.0	222 19.9	122 10.9	152 13.6	32 2.9	62 5.6	24 2.2	25 2.2	58 5.2	58 5.2	55 4.9	627 56.2	1116 100.0	108 9.7	81 7.3	114 10.2	30 2.7	90 8.1	52 4.7	60 5.4	77 6.9	73 6.5	35 3.1	766 68.6
	知的障害	415 100.0	85 20.5	57 13.7	115 27.7	96 23.1	49 11.8	16 3.9	21 5.1	29 7.0	43 10.4	39 9.4	151 36.4	415 100.0	39 9.4	37 8.9	67 16.1	52 12.5	73 17.6	32 7.7	65 15.7	43 10.4	45 10.8	26 6.3	235 56.6
	精神障害	444 100.0	121 27.3	73 16.4	68 15.3	11 2.5	29 6.5	7 1.6	5 1.1	27 6.1	29 6.5	17 3.8	213 48.0	444 100.0	68 15.3	64 14.4	64 14.4	21 4.7	85 19.1	41 9.2	25 5.6	62 14.0	51 11.5	15 3.4	234 52.7
	自立支援医療	279 100.0	92 33.0	41 14.7	34 12.2	10 3.6	23 8.2	7 2.5	2 0.7	30 10.8	19 6.8	11 3.9	108 38.7	279 100.0	47 16.8	24 8.6	35 12.5	13 4.7	61 21.9	27 9.7	18 6.5	48 17.2	23 8.2	6 2.2	152 54.5
	特定疾患	354 100.0	94 26.6	61 17.2	51 14.4	5 1.4	18 5.1	6 1.7	5 1.4	17 4.8	25 7.1	13 3.7	176 49.7	354 100.0	50 14.1	38 10.7	48 13.6	12 3.4	57 16.1	30 8.5	13 3.7	33 9.3	35 9.9	9 2.5	212 59.9
	強度行動障害	276 100.0	42 15.2	37 13.4	57 20.7	20 7.2	27 9.8	9 3.3	21 7.6	13 4.7	17 6.2	28 10.1	121 43.8	276 100.0	27 9.8	27 9.8	41 14.9	18 6.5	45 16.3	24 8.7	50 18.1	19 6.9	30 10.9	23 8.3	144 52.2
	重症心身障害	117 100.0	19 16.2	7 6.0	13 11.1	14 12.0	2 1.7	2 1.7	5 4.3	2 1.7	3 2.6	5 4.3	77 65.8	117 100.0	12 10.3	6 5.1	14 12.0	9 7.7	13 11.1	9 7.7	20 17.1	9 7.7	7 6.0	3 2.6	77 65.8
	高次脳機能障害	71 100.0	13 18.3	11 15.5	12 16.9	3 4.2	11 15.5	4 5.6	9 12.7	3 4.2	10 14.1	17 23.9	26 36.6	71 100.0	13 18.3	12 16.9	13 18.3	5 7.0	14 19.7	9 12.7	13 18.3	8 11.3	18 25.4	9 12.7	27 38.0
	医療的ケア	73 100.0	21 28.8	5 6.8	11 15.1	12 16.4	3 4.1	3 4.1	5 6.8	1 1.4	2 2.7	4 5.5	37 50.7	73 100.0	9 12.3	4 5.5	11 15.1	7 9.6	10 13.7	8 11.0	11 15.1	8 11.0	13 17.8	3 4.1	47 64.4
	発達障害	45 100.0	10 22.2	8 17.8	4 8.9	12 26.7	9 20.0	3 6.7	4 8.9	9 20.0	6 13.3	6 13.3	13 28.9	45 100.0	5 11.1	8 17.8	4 8.9	8 17.8	19 42.2	6 13.3	12 26.7	15 33.3	4 8.9	5 11.1	13 28.9
	特別支援学校・学級	104 100.0	43 41.3	18 17.3	42 40.4	67 64.4	18 17.3	8 7.7	8 7.7	15 14.4	14 13.5	6 5.8	10 9.6	104 100.0	16 15.4	8 7.7	22 21.2	30 28.8	24 23.1	14 13.5	31 29.8	22 21.2	21 20.2	2 1.9	45 43.3
	療育センター	90 100.0	38 42.2	19 21.1	54 60.0	14 15.6	10 11.1	5 5.6	1 1.1	6 6.7	13 14.4	10 11.1	19 21.1	90 100.0	15 16.7	8 8.9	24 26.7	16 17.8	16 17.8	15 16.7	16 17.8	14 15.6	5 5.6	45 50.0	
	GH入居者	296 100.0	35 11.8	30 10.1	38 12.8	13 4.4	25 8.4	14 4.7	8 2.7	16 5.4	15 5.1	21 7.1	171 57.8	296 100.0	26 8.8	20 6.8	35 11.8	19 6.4	48 16.2	25 8.4	29 9.8	29 9.8	23 7.8	14 4.7	191 64.5
	施設入所者	73 100.0	4 5.5	9 12.3	14 19.2	1 1.4	6 8.2	3 4.1	6 8.2	1 1.4	2 2.7	8 11.0	41 56.2	73 100.0	2 2.7	3 4.1	9 12.3	2 2.7	4 5.5	5 6.8	5 6.8	1 1.4	5 6.8	3 4.1	52 71.2

		問26－5 あなたが運動・スポーツをしやすくなるためには、どのようなことを充実していく必要があると思いますか。 (〇はいくつでも)												
		全 体	スポーツ施設のバリアフリー対応 (バリアフリートイレ、障害者用駐車場・更衣室など)	障害者スポーツ用具の設置(車いす卓球台、ボッチャボールセットなど)	スポーツ指導員など、指導を受けられるサポート体制	一緒に活動する仲間づくりの機会	障害のある方が参加できるスポーツ大会やスポーツ教室	スポーツセンターにおける利用料金の減免	スポーツ施設の老朽化への対応(改修工事など)	スポーツができる施設・場所の拡充・整備	スポーツができる施設・場所の情報発信	その他	特に問題ない	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	626 16.7	365 9.7	797 21.2	821 21.9	584 15.6	795 21.2	280 7.5	888 23.6	870 23.2	176 4.7	843 22.5	684 18.2
	身体障害	1116 100.0	191 17.1	92 8.2	172 15.4	155 13.9	91 8.2	179 16.0	45 4.0	183 16.4	190 17.0	59 5.3	276 24.7	278 24.9
	知的障害	415 100.0	70 16.9	54 13.0	128 30.8	131 31.6	98 23.6	96 23.1	35 8.4	122 29.4	108 26.0	15 3.6	85 20.5	54 13.0
	精神障害	444 100.0	34 7.7	16 3.6	66 14.9	106 23.9	50 11.3	142 32.0	31 7.0	113 25.5	117 26.4	22 5.0	111 25.0	58 13.1
	自立支援医療	279 100.0	26 9.3	12 4.3	50 17.9	65 23.3	31 11.1	84 30.1	31 11.1	76 27.2	81 29.0	20 7.2	77 27.6	18 6.5
	特定疾患	354 100.0	44 12.4	22 6.2	38 10.7	57 16.1	17 4.8	60 16.9	16 4.5	76 21.5	71 20.1	13 3.7	81 22.9	84 23.7
	強度行動障害	276 100.0	60 21.7	39 14.1	106 38.4	74 26.8	66 23.9	58 21.0	23 8.3	75 27.2	74 26.8	12 4.3	40 14.5	49 17.8
	重症心身障害	117 100.0	47 40.2	29 24.8	24 20.5	24 20.5	22 18.8	10 8.5	10 8.5	32 27.4	31 26.5	6 5.1	7 6.0	42 35.9
	高次脳機能障害	71 100.0	25 35.2	18 25.4	22 31.0	21 29.6	21 29.6	27 38.0	9 12.7	21 29.6	17 23.9	2 2.8	10 14.1	5 7.0
	医療的ケア	73 100.0	27 37.0	15 20.5	12 16.4	13 17.8	14 19.2	15 20.5	6 8.2	19 26.0	17 23.3	2 2.7	12 16.4	19 26.0
	発達障害	45 100.0	6 13.3	3 6.7	16 35.6	20 44.4	16 35.6	13 28.9	9 20.0	20 44.4	23 51.1	1 2.2	5 11.1	1 2.2
	特別支援学校・学級	104 100.0	24 23.1	15 14.4	53 51.0	50 48.1	49 47.1	32 30.8	15 14.4	41 39.4	47 45.2	10 9.6	9 8.7	5 4.8
	療育センター	90 100.0	28 31.1	12 13.3	35 38.9	26 28.9	37 41.1	22 24.4	12 13.3	34 37.8	28 31.1	4 4.4	9 10.0	8 8.9
	GH入居者	296 100.0	35 11.8	30 10.1	55 18.6	64 21.6	56 18.9	50 16.9	34 11.5	57 19.3	50 16.9	9 3.0	104 35.1	46 15.5
	施設入所者	73 100.0	9 12.3	8 11.0	19 26.0	13 17.8	14 19.2	5 6.8	3 4.1	18 24.7	15 20.5	1 1.4	17 23.3	17 23.3

		問29 あなたは、障害のある方の歯の治療などを行う「歯科保健センター」を知っていますか。（〇は1つ）				今後利用したいと思いますか。（〇は1つ）			
		全 体	知っている	知らない	無回答	全 体	今後、利用したい	特に利用希望はない	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	801 21.3	2780 74.0	174 4.6	3755 100.0	1196 31.9	2067 55.0	492 13.1
	身体障害	1116 100.0	120 10.8	920 82.4	76 6.8	1116 100.0	303 27.2	617 55.3	196 17.6
	知的障害	415 100.0	106 25.5	295 71.1	14 3.4	415 100.0	136 32.8	236 56.9	43 10.4
	精神障害	444 100.0	33 7.4	396 89.2	15 3.4	444 100.0	156 35.1	248 55.9	40 9.0
	自立支援医療	279 100.0	22 7.9	253 90.7	4 1.4	279 100.0	87 31.2	176 63.1	16 5.7
	特定疾患	354 100.0	39 11.0	297 83.9	18 5.1	354 100.0	71 20.1	234 66.1	49 13.8
	強度行動障害	276 100.0	165 59.8	98 35.5	13 4.7	276 100.0	126 45.7	101 36.6	49 17.8
	重症心身障害	117 100.0	76 65.0	38 32.5	3 2.6	117 100.0	47 40.2	52 44.4	18 15.4
	高次脳機能障害	71 100.0	5 7.0	62 87.3	4 5.6	71 100.0	24 33.8	39 54.9	8 11.3
	医療的ケア	73 100.0	23 31.5	47 64.4	3 4.1	73 100.0	23 31.5	42 57.5	8 11.0
	発達障害	45 100.0	16 35.6	28 62.2	1 2.2	45 100.0	18 40.0	26 57.8	1 2.2
	特別支援学校・学級	104 100.0	32 30.8	71 68.3	1 1.0	104 100.0	49 47.1	50 48.1	5 4.8
	療育センター	90 100.0	21 23.3	68 75.6	1 1.1	90 100.0	46 51.1	38 42.2	6 6.7
	GH入居者	296 100.0	89 30.1	192 64.9	15 5.1	296 100.0	75 25.3	183 61.8	38 12.8
	施設入所者	73 100.0	53 72.6	14 19.2	6 8.2	73 100.0	35 47.9	23 31.5	15 20.5

		問30－１ あなたは、過去１年間に、 歯科治療を受けていますか。（○は１つ）						問30－２ 歯科治療を予約後、受診までの期間はどのくらいで すか。（○は１つ）						問30－３ 歯科治療を受けていない理由は何ですか。（○はいくつでも）							
		全 体	歯科保健セ ンターで受 けている	民間の歯科 診療所など で受けてい る	大学病院・ 病院などで 受けている	特に受けて いない	無回答	全 体	２～３週間 以内	１か月程度	２～３か月 程度	それ以上	無回答	全 体	自分が受け たい治療を どこで受け られるか分 からないた め	通院にあた り移動手段 が確保でき ないため	通院にあた り補助者が 確保できな いため	時間やお金 がかかるた め	特に必要と は思わない ため	その他	無回答
調査対象別	全 体	3755 100.0	230 6.1	2024 53.9	249 6.6	1121 29.9	131 3.5	2503 100.0	1024 40.9	449 17.9	752 30.0	215 8.6	63 2.5	1121 100.0	132 11.8	81 7.2	64 5.7	244 21.8	527 47.0	172 15.3	89 7.9
	身体障害	1116 100.0	14 1.3	656 58.8	63 5.6	338 30.3	45 4.0	733 100.0	358 48.8	128 17.5	167 22.8	50 6.8	30 4.1	338 100.0	31 9.2	31 9.2	15 4.4	57 16.9	165 48.8	49 14.5	39 11.5
	知的障害	415 100.0	19 4.6	216 52.0	36 8.7	130 31.3	14 3.4	271 100.0	95 35.1	44 16.2	94 34.7	33 12.2	5 1.8	130 100.0	21 16.2	6 4.6	7 5.4	27 20.8	53 40.8	22 16.9	10 7.7
	精神障害	444 100.0	7 1.6	259 58.3	11 2.5	151 34.0	16 3.6	277 100.0	134 48.4	46 16.6	62 22.4	33 11.9	2 0.7	151 100.0	19 12.6	7 4.6	9 6.0	54 35.8	70 46.4	23 15.2	5 3.3
	自立支援医 療	279 100.0	－ －	163 58.4	13 4.7	100 35.8	3 1.1	176 100.0	86 48.9	23 13.1	45 25.6	18 10.2	4 2.3	100 100.0	13 13.0	6 6.0	4 4.0	39 39.0	46 46.0	13 13.0	3 3.0
	特定疾患	354 100.0	4 1.1	216 61.0	15 4.2	105 29.7	14 4.0	235 100.0	119 50.6	37 15.7	61 26.0	16 6.8	2 0.9	105 100.0	12 11.4	11 10.5	9 8.6	28 26.7	40 38.1	14 13.3	9 8.6
	強度行動障 害	276 100.0	82 29.7	103 37.3	26 9.4	55 19.9	10 3.6	211 100.0	61 28.9	35 16.6	90 42.7	17 8.1	8 3.8	55 100.0	9 16.4	5 9.1	7 12.7	3 5.5	21 38.2	14 25.5	5 9.1
	重症心身障 害	117 100.0	21 17.9	40 34.2	32 27.4	18 15.4	6 5.1	93 100.0	21 22.6	16 17.2	46 49.5	5 5.4	5 5.4	18 100.0	2 11.1	4 22.2	2 11.1	2 11.1	4 22.2	3 16.7	3 16.7
	高次脳機能 障害	71 100.0	1 1.4	32 45.1	3 4.2	31 43.7	4 5.6	36 100.0	16 44.4	5 13.9	11 30.6	4 11.1	－ －	31 100.0	4 12.9	6 19.4	2 6.5	7 22.6	18 58.1	1 3.2	1 3.2
	医療的ケア	73 100.0	7 9.6	28 38.4	19 26.0	17 23.3	2 2.7	54 100.0	8 14.8	17 31.5	25 46.3	4 7.4	－ －	17 100.0	1 5.9	－ －	1 5.9	1 5.9	9 52.9	5 29.4	2 11.8
	発達障害	45 100.0	6 13.3	28 62.2	1 2.2	10 22.2	－ －	35 100.0	17 48.6	6 17.1	8 22.9	3 8.6	1 2.9	10 100.0	2 20.0	－ －	－ －	2 20.0	5 50.0	3 30.0	－ －
	特別支援学 校・学級	104 100.0	10 9.6	53 51.0	17 16.3	23 22.1	1 1.0	80 100.0	19 23.8	14 17.5	42 52.5	5 6.3	－ －	23 100.0	2 8.7	－ －	2 8.7	4 17.4	11 47.8	6 26.1	1 4.3
	療育セン ター	90 100.0	7 7.8	43 47.8	1 1.1	38 42.2	1 1.1	51 100.0	14 27.5	5 9.8	20 39.2	11 21.6	1 2.0	38 100.0	8 21.1	2 5.3	3 7.9	3 7.9	19 50.0	8 21.1	2 5.3
	GH入居者	296 100.0	23 7.8	160 54.1	10 3.4	94 31.8	9 3.0	193 100.0	61 31.6	53 27.5	62 32.1	13 6.7	4 2.1	94 100.0	8 8.5	3 3.2	3 3.2	17 18.1	61 64.9	6 6.4	8 8.5
	施設入所者	73 100.0	29 39.7	26 35.6	2 2.7	10 13.7	6 8.2	57 100.0	14 24.6	20 35.1	19 33.3	3 5.3	1 1.8	10 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	4 40.0	5 50.0	1 10.0

		問35 将来、親や配偶者などの親族が病気などであなたの介助等ができなくなった場合、あなたはどのような生活を希望しますか。（○は1つ）							
		全 体	一人暮らし をしたい	その他の親 族と生活し たい	グループ ホームで生 活したい	入所施設で 生活したい	老人ホーム などの高齢 者の施設に 入って生活 したい	病院に入院 したい、入 院を継続し たい	その他
調査対象別	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	身体障害	339 100.0	72 21.2	61 18.0	13 3.8	54 15.9	92 27.1	27 8.0	20 5.9
	知的障害	220 100.0	46 20.9	27 12.3	79 35.9	45 20.5	3 1.4	－ －	20 9.1
	精神障害	129 100.0	57 44.2	28 21.7	8 6.2	10 7.8	12 9.3	2 1.6	12 9.3
	自立支援医療	75 100.0	42 56.0	9 12.0	7 9.3	3 4.0	4 5.3	1 1.3	9 12.0
	特定疾患	83 100.0	23 27.7	11 13.3	5 6.0	12 14.5	23 27.7	2 2.4	7 8.4
	強度行動障害	156 100.0	3 1.9	14 9.0	77 49.4	54 34.6	－ －	－ －	8 5.1
	重症心身障害	76 100.0	－ －	3 3.9	24 31.6	45 59.2	－ －	3 3.9	1 1.3
	高次脳機能障害	29 100.0	14 48.3	2 6.9	6 20.7	3 10.3	2 6.9	1 3.4	1 3.4
	医療的ケア	58 100.0	4 6.9	9 15.5	8 13.8	23 39.7	－ －	8 13.8	6 10.3
	発達障害	26 100.0	7 26.9	2 7.7	13 50.0	3 11.5	－ －	－ －	1 3.8
	特別支援学校・学級	71 100.0	14 19.7	10 14.1	24 33.8	19 26.8	－ －	－ －	4 5.6
	療育センター	42 100.0	2 4.8	13 31.0	11 26.2	10 23.8	－ －	－ －	6 14.3
	GH入居者	26 100.0	4 15.4	1 3.8	21 80.8	－ －	－ －	－ －	－ －
	施設入所者	4 100.0	－ －	－ －	－ －	4 100.0	－ －	－ －	－ －

問7 あなたは、高次脳機能障害と診断されたことがありま すか。(○は1つ)	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	ある	102 100.0	28 27.5	16 15.7	10 9.8	22 21.6	17 16.7	4 3.9	5 4.9
	ない	1123 100.0	238 21.2	165 14.7	266 23.7	235 20.9	105 9.3	32 2.8	82 7.3
	わからない	88 100.0	19 21.6	9 10.2	13 14.8	21 23.9	12 13.6	6 6.8	8 9.1
問1 この調査票に御記入いた すか。(○は1つ)	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	本人が回答	423 100.0	182 43.0	65 15.4	41 9.7	27 6.4	59 13.9	14 3.3	35 8.3
	本人の意見を聞いて他の方が代理記 入	247 100.0	60 24.3	35 14.2	52 21.1	32 13.0	45 18.2	9 3.6	14 5.7
	家族や支援者などが回答（本人の意 見を確認することが難しい）	608 100.0	33 5.4	84 13.8	195 32.1	216 35.5	18 3.0	20 3.3	42 6.9
問2 あなたの性別をお答えくだ さい。(○を1つつけてください)	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	男性	734 100.0	161 21.9	99 13.5	190 25.9	154 21.0	57 7.8	23 3.1	50 6.8
	女性	585 100.0	122 20.9	89 15.2	105 17.9	129 22.1	76 13.0	21 3.6	43 7.4
	その他	2 100.0	- -	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -
	回答しない	8 100.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	- -	2 25.0	- -	1 12.5

年 齡	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	5歳以下	79 100.0	6 7.6	28 35.4	12 15.2	15 19.0	- -	3 3.8	15 19.0
	6～8歳	55 100.0	11 20.0	7 12.7	13 23.6	12 21.8	- -	1 1.8	11 20.0
	9～11歳	54 100.0	6 11.1	9 16.7	15 27.8	17 31.5	- -	- -	7 13.0
	12～14歳	67 100.0	12 17.9	8 11.9	17 25.4	23 34.3	- -	- -	7 10.4
	15～17歳	61 100.0	16 26.2	3 4.9	25 41.0	14 23.0	- -	1 1.6	2 3.3
	18～19歳	29 100.0	4 13.8	4 13.8	11 37.9	7 24.1	- -	- -	3 10.3
	20～29歳	169 100.0	33 19.5	10 5.9	77 45.6	44 26.0	- -	1 0.6	4 2.4
	30～39歳	149 100.0	40 26.8	13 8.7	54 36.2	32 21.5	1 0.7	4 2.7	5 3.4
	40～49歳	124 100.0	31 25.0	18 14.5	32 25.8	24 19.4	5 4.0	4 3.2	10 8.1
	50～59歳	141 100.0	51 36.2	22 15.6	20 14.2	29 20.6	7 5.0	3 2.1	9 6.4
	60～69歳	85 100.0	26 30.6	14 16.5	6 7.1	15 17.6	15 17.6	4 4.7	5 5.9
	70～74歳	51 100.0	14 27.5	7 13.7	3 5.9	8 15.7	15 29.4	1 2.0	3 5.9
	75～79歳	59 100.0	14 23.7	2 3.4	1 1.7	9 15.3	25 42.4	5 8.5	3 5.1
	80～84歳	70 100.0	7 10.0	16 22.9	2 2.9	10 14.3	22 31.4	9 12.9	4 5.7
	85歳以上	112 100.0	13 11.6	25 22.3	2 1.8	16 14.3	43 38.4	8 7.1	5 4.5

問3 お住まいの地区はどこですか。（○は一つ）	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	川崎区	215 100.0	39 18.1	34 15.8	45 20.9	51 23.7	22 10.2	12 5.6	12 5.6
	幸区	166 100.0	41 24.7	21 12.7	31 18.7	41 24.7	13 7.8	4 2.4	15 9.0
	中原区	192 100.0	40 20.8	26 13.5	43 22.4	45 23.4	20 10.4	3 1.6	15 7.8
	高津区	177 100.0	41 23.2	26 14.7	35 19.8	27 15.3	25 14.1	8 4.5	15 8.5
	宮前区	199 100.0	35 17.6	36 18.1	48 24.1	44 22.1	17 8.5	5 2.5	14 7.0
	多摩区	194 100.0	50 25.8	20 10.3	53 27.3	38 19.6	21 10.8	3 1.5	9 4.6
	麻生区	184 100.0	40 21.7	25 13.6	38 20.7	39 21.2	18 9.8	9 4.9	15 8.2
	市外	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -
問4 持ちで1ですか。あなたは、障 害者手帳をお持ちですか。（○はい、障 害者手帳をお持ちです）	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	身体障害者手帳	618 100.0	108 17.5	87 14.1	82 13.3	161 26.1	106 17.2	42 6.8	32 5.2
	療育手帳	661 100.0	78 11.8	66 10.0	254 38.4	209 31.6	3 0.5	7 1.1	44 6.7
	精神障害者保健福祉手帳	229 100.0	108 47.2	36 15.7	27 11.8	19 8.3	13 5.7	3 1.3	23 10.0
	どれも持っていない	69 100.0	18 26.1	17 24.6	3 4.3	6 8.7	17 24.6	- -	8 11.6

問 4 ー 2 え ど の よ う な 障 害 で す か 。 （ ○ は い く つ で も ）	全 体	618 100.0	108 17.5	87 14.1	82 13.3	161 26.1	106 17.2	42 6.8	32 5.2
	視覚障害	46 100.0	8 17.4	9 19.6	4 8.7	11 23.9	11 23.9	2 4.3	1 2.2
	聴覚・平衡機能障 害	67 100.0	10 14.9	11 16.4	9 13.4	17 25.4	12 17.9	3 4.5	5 7.5
	音声機能・言語機 能・そしゃく機能 障害	25 100.0	6 24.0	5 20.0	3 12.0	3 12.0	3 12.0	4 16.0	1 4.0
	肢体不自由	384 100.0	55 14.3	39 10.2	62 16.1	130 33.9	48 12.5	27 7.0	23 6.0
	内部障害（心臓、 じん臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、 小腸、免疫機能な ど）	142 100.0	32 22.5	31 21.8	8 5.6	16 11.3	33 23.2	13 9.2	9 6.3
問 5 あ な た は 、 障 害 支 援 区 分 の 認 定 を 受 け て い ま す か 。 （ ○ は 1 つ ） 認 定 を 受 け て い る 場 合 、 区 分 は ど ち ら で す か 。	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	非該当	118 100.0	33 28.0	20 16.9	14 11.9	19 16.1	18 15.3	3 2.5	11 9.3
	区分1	15 100.0	1 6.7	3 20.0	3 20.0	5 33.3	－ －	2 13.3	1 6.7
	区分2	18 100.0	3 16.7	3 16.7	8 44.4	1 5.6	1 5.6	2 11.1	－ －
	区分3	57 100.0	12 21.1	4 7.0	24 42.1	14 24.6	2 3.5	1 1.8	－ －
	区分4	57 100.0	3 5.3	6 10.5	40 70.2	5 8.8	1 1.8	－ －	2 3.5
	区分5	85 100.0	3 3.5	6 7.1	46 54.1	28 32.9	－ －	－ －	2 2.4
	区分6	141 100.0	4 2.8	4 2.8	43 30.5	81 57.4	1 0.7	6 4.3	2 1.4
	認定を受けていな い	311 100.0	88 28.3	58 18.6	48 15.4	47 15.1	35 11.3	5 1.6	30 9.6
	分からない	427 100.0	117 27.4	71 16.6	59 13.8	66 15.5	56 13.1	14 3.3	44 10.3

問 6 あなたは、介護保険制度の認定を受けていますか。（○は１つ）	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	非該当	210 100.0	47 22.4	34 16.2	51 24.3	54 25.7	4 1.9	2 1.0	18 8.6
	要支援 1	25 100.0	8 32.0	4 16.0	3 12.0	1 4.0	7 28.0	1 4.0	1 4.0
	要支援 2	37 100.0	8 21.6	4 10.8	1 2.7	4 10.8	15 40.5	3 8.1	2 5.4
	要介護 1	56 100.0	11 19.6	10 17.9	3 5.4	4 7.1	22 39.3	4 7.1	2 3.6
	要介護 2	72 100.0	14 19.4	10 13.9	3 4.2	12 16.7	25 34.7	6 8.3	2 2.8
	要介護 3	44 100.0	4 9.1	9 20.5	1 2.3	8 18.2	14 31.8	3 6.8	5 11.4
	要介護 4	36 100.0	6 16.7	5 13.9	－ －	8 22.2	14 38.9	3 8.3	－ －
	要介護 5	30 100.0	1 3.3	4 13.3	2 6.7	9 30.0	4 13.3	7 23.3	3 10.0
	認定を受けていない	642 100.0	152 23.7	82 12.8	183 28.5	147 22.9	20 3.1	11 1.7	47 7.3
	分からない	125 100.0	25 20.0	26 20.8	28 22.4	23 18.4	6 4.8	3 2.4	14 11.2

「父」、 「母」、 「配偶者」、 「子」の 場合は、 () 内に 年齢を記 入してく ださい。 ※	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	父	555 100.0	88 15.9	70 12.6	182 32.8	158 28.5	3 0.5	11 2.0	43 7.7
	母	819 100.0	164 20.0	92 11.2	270 33.0	209 25.5	7 0.9	15 1.8	62 7.6
	配偶者	317 100.0	87 27.4	61 19.2	10 3.2	39 12.3	75 23.7	19 6.0	26 8.2
	子	198 100.0	42 21.2	41 20.7	6 3.0	28 14.1	57 28.8	14 7.1	10 5.1
	その他の親族（兄 弟姉妹、祖父母な ど）	224 100.0	35 15.6	47 21.0	62 27.7	46 20.5	13 5.8	4 1.8	17 7.6
	ホームヘルパー	118 100.0	17 14.4	11 9.3	34 28.8	30 25.4	17 14.4	4 3.4	5 4.2
	施設や病院の職員	271 100.0	27 10.0	20 7.4	98 36.2	83 30.6	24 8.9	10 3.7	9 3.3
	近所の人、友人・ 知人、ボランティ ア	26 100.0	9 34.6	4 15.4	7 26.9	3 11.5	2 7.7	- -	1 3.8
	その他	75 100.0	11 14.7	8 10.7	24 32.0	17 22.7	3 4.0	2 2.7	10 13.3
	介助や支援は必要 ではない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

問 １０ あなたは、 どこで 生活して いますか。 （○は１つ）	全 体	1335 100.0	289 21.6	190 14.2	296 22.2	285 21.3	136 10.2	44 3.3	95 7.1
	自分または家族の 持ち家	964 100.0	206 21.4	150 15.6	190 19.7	220 22.8	103 10.7	28 2.9	67 7.0
	民間の賃貸住宅、 アパート、社宅な ど	201 100.0	48 23.9	32 15.9	41 20.4	40 19.9	12 6.0	6 3.0	22 10.9
	市営住宅、県営住 宅	70 100.0	23 32.9	5 7.1	9 12.9	12 17.1	14 20.0	4 5.7	3 4.3
	グループホーム	42 100.0	5 11.9	－ －	36 85.7	1 2.4	－ －	－ －	－ －
	障害者向け福祉施 設に入所している	9 100.0	－ －	－ －	1 11.1	8 88.9	－ －	－ －	－ －
	高齢者向け福祉施 設に入所している	12 100.0	2 16.7	1 8.3	－ －	2 16.7	4 33.3	2 16.7	1 8.3
	病院に入院してい る	9 100.0	－ －	－ －	2 22.2	1 11.1	2 22.2	4 44.4	－ －
	シェアハウス	3 100.0	－ －	－ －	2 66.7	1 33.3	－ －	－ －	－ －
	その他	9 100.0	3 33.3	1 11.1	2 22.2	－ －	1 11.1	－ －	2 22.2

		問37 定員超過以外の理由でサービスの利用申込みを断ったことがありますか。				問38 「問37」で「ある」と答えた場合、理由を選んでください。					
		全 体	ある	ない	無回答	全 体	人員不足のため	適切な支援が困難なため	通常の事業の実施地域外のため	その他	無回答
サービス種別	全 体	605 100.0	257 42.5	337 55.7	11 1.8	257 100.0	76 29.6	146 56.8	57 22.2	36 14.0	8 3.1
	居宅系	106 100.0	60 56.6	45 42.5	1 0.9	60 100.0	46 76.7	16 26.7	20 33.3	3 5.0	2 3.3
	GH	77 100.0	40 51.9	36 46.8	1 1.3	40 100.0	1 2.5	33 82.5	1 2.5	6 15.0	- -
	施設系	356 100.0	129 36.2	219 61.5	8 2.2	129 100.0	21 16.3	87 67.4	29 22.5	24 18.6	5 3.9
	相談支援	63 100.0	26 41.3	36 57.1	1 1.6	26 100.0	8 30.8	9 34.6	6 23.1	3 11.5	1 3.8
問6 貴事業所はどの障害福祉サービス等を提供していますか。（回答はいくつでも）	全 体	605 100.0	257 42.5	337 55.7	11 1.8	257 100.0	76 29.6	146 56.8	57 22.2	36 14.0	8 3.1
	生活介護	80 100.0	48 60.0	31 38.8	1 1.3	48 100.0	11 22.9	30 62.5	11 22.9	9 18.8	1 2.1
	自立訓練（機能訓練）	1 100.0	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	- -
	自立訓練（生活訓練）	13 100.0	5 38.5	8 61.5	- -	5 100.0	2 40.0	3 60.0	- -	2 40.0	- -
	自立訓練（宿泊型）	1 100.0	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	- -
	就労移行支援	22 100.0	8 36.4	14 63.6	- -	8 100.0	2 25.0	7 87.5	- -	1 12.5	- -
	就労継続支援（A型）	18 100.0	8 44.4	9 50.0	1 5.6	8 100.0	- -	6 75.0	1 12.5	2 25.0	- -
	就労継続支援（B型）	60 100.0	25 41.7	33 55.0	2 3.3	25 100.0	6 24.0	19 76.0	2 8.0	5 20.0	- -
	就労定着支援	15 100.0	4 26.7	10 66.7	1 6.7	4 100.0	1 25.0	3 75.0	- -	1 25.0	- -
	就労選択支援	5 100.0	1 20.0	4 80.0	- -	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	- -
	地域活動支援センター	65 100.0	23 35.4	41 63.1	1 1.5	23 100.0	2 8.7	20 87.0	6 26.1	2 8.7	- -
	短期入所	18 100.0	15 83.3	3 16.7	- -	15 100.0	2 13.3	9 60.0	3 20.0	3 20.0	- -
	療養介護	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	- -
	グループホーム	91 100.0	48 52.7	43 47.3	- -	48 100.0	3 6.3	38 79.2	2 4.2	6 12.5	1 2.1
	施設入所支援	5 100.0	5 100.0	- -	- -	5 100.0	- -	5 100.0	- -	- -	- -
	自立生活援助	6 100.0	3 50.0	3 50.0	- -	3 100.0	- -	3 100.0	2 66.7	1 33.3	- -
	居宅介護	107 100.0	60 56.1	46 43.0	1 0.9	60 100.0	43 71.7	19 31.7	22 36.7	3 5.0	2 3.3
	重度訪問介護	76 100.0	47 61.8	28 36.8	1 1.3	47 100.0	36 76.6	15 31.9	18 38.3	3 6.4	1 2.1
	行動援護	44 100.0	25 56.8	19 43.2	- -	25 100.0	20 80.0	7 28.0	3 12.0	1 4.0	- -
	同行援護	29 100.0	16 55.2	13 44.8	- -	16 100.0	12 75.0	6 37.5	6 37.5	1 6.3	- -
	計画相談支援	86 100.0	37 43.0	48 55.8	1 1.2	37 100.0	11 29.7	17 45.9	8 21.6	3 8.1	2 5.4
	地域移行支援	33 100.0	12 36.4	21 63.6	- -	12 100.0	1 8.3	7 58.3	5 41.7	1 8.3	- -
	地域定着支援	13 100.0	7 53.8	6 46.2	- -	7 100.0	- -	7 100.0	- -	- -	- -
	障害児相談支援	30 100.0	11 36.7	19 63.3	- -	11 100.0	4 36.4	3 27.3	2 18.2	1 9.1	1 9.1
	児童発達支援	97 100.0	21 21.6	75 77.3	1 1.0	21 100.0	4 19.0	9 42.9	7 33.3	2 9.5	4 19.0
	医療型児童発達支援	5 100.0	- -	5 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	放課後等デイサービス	115 100.0	42 36.5	70 60.9	3 2.6	42 100.0	9 21.4	24 57.1	11 26.2	4 9.5	4 9.5
	保育所等訪問支援	16 100.0	- -	16 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	居宅訪問型児童発達支援	4 100.0	- -	4 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	福祉型障害児入所支援	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	医療型障害児入所支援	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	- -
	移動支援	60 100.0	38 63.3	21 35.0	1 1.7	38 100.0	28 73.7	12 31.6	11 28.9	1 2.6	- -
	通字・通所支援	14 100.0	8 57.1	6 42.9	- -	8 100.0	6 75.0	2 25.0	1 12.5	- -	- -
	日中一時支援	23 100.0	9 39.1	13 56.5	1 4.3	9 100.0	3 33.3	7 77.8	- -	- -	- -
	訪問入浴サービス事業	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	その他	11 100.0	8 72.7	3 27.3	- -	8 100.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0
計画相談支援事業所・運営形態別	全 体	63 100.0	26 41.3	36 57.1	1 1.6	26 100.0	8 30.8	9 34.6	6 23.1	3 11.5	1 3.8
	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所（障害者相談支援センターを除く）	22 100.0	10 45.5	12 54.5	- -	10 100.0	3 30.0	5 50.0	1 10.0	1 10.0	- -
	指定特定相談支援事業所（障害者相談支援センターを除く）	21 100.0	11 52.4	9 42.9	1 4.8	11 100.0	5 45.5	4 36.4	1 9.1	1 9.1	1 9.1
	障害者相談支援センター	19 100.0	5 26.3	14 73.7	- -	5 100.0	- -	- -	4 80.0	1 20.0	- -

第7期 川崎市障害者施策審議会委員名簿

(氏名順、敬称略)

No.	氏 名	所 属 等
1	いしばし よしあき	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 会長
	石橋 吉章	
2	いとう ひでゆき	田園調布学園大学 人間科学部 教授
	伊東 秀幸	
3	いとう まこと	川崎市立田島支援学校PTA 会長
	伊藤 誠	
4	いなば たけし	川崎市立特別支援学校長会 会長 (川崎市立中央支援学校 校長)
	稲葉 武	
5	えがわ ぶんせい	社会福祉法人三篠会 障害児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎 施設長
	江川 文誠	
6	おおくぼ としお	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン
	大窪 俊雄	
7	おさかべ けんいち	特定非営利活動法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会 理事長
	長加部 賢一	
8	おざわ あつし	筑波大学 名誉教授
	小澤 温	
9	かとう あつこ	川崎市育成会 手をむすぶ親の会 会長
	加藤 敦子	
10	こいずみ かよ	一般社団法人 川崎市自閉症協会 代表理事
	小泉 佳世	
11	しばた みつのり	社会福祉法人青い鳥 川崎西部地域療育センター 所長
	柴田 光規	
12	すずき としひこ	淑徳大学 副学長、高等教育研究開発センター教授
	鈴木 敏彦	
13	せきやま すすむ	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事長
	関山 進	
14	たかしま けんご	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
	隆島 研吾	
15	ながやま ひろし	川崎公共職業安定所 所長
	長山 宏	
16	はしもと なおこ	弁護士(神奈川県弁護士会・幸町法律事務所)
	橋本 尚子	
17	はやし あいこ	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 中部就労援助センター 所長
	林 藍子	
18	へんみ ひろゆき	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 常務理事
	邊見 洋之	
19	みやざわ おりえ	社会福祉法人ともかわさき 私たちの広場
	宮澤 織絵	
20	よこやま ゆういち	川崎市障害福祉施設事業協会 施設長会 会長 (社会福祉法人セイワ 川崎授産学園 学園長)
	横山 裕一	

◎会長 ○副会長

第7期川崎市障害者施策審議会 事務局名簿

氏名	所属等
谷 浩昭	障害保健福祉部長
平井 恭順	障害保健福祉部 障害計画課長
横山 季央	障害保健福祉部 障害計画課 地域療育担当課長
山口 晴生	障害保健福祉部 障害者施設指導課長
泉 基広	障害保健福祉部 障害福祉課長
山寺 啓一	障害保健福祉部 精神保健課長
祢宜 正太郎	障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課長
柳原 成行	総合リハビリテーション推進センター 副所長
廣岡 真生	総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課長
塚田 和広	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課長
竹田 幹雄	地域包括ケア推進室 専門支援担当課長
中島 洋幸	総務部 危機管理担当課長
伊藤 琢也	教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課 支援学校担当課長
近藤 春樹	教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課 小中高支援教育担当課長
石井 孝典	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当係長
竹内 聖人	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当